

平成25年12月第25回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成25年12月13日第25回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利久
農林水産課長	東 常 太 郎	商工観光課長	
都市建設課長	日 下 初 夫	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
上下水道課長	作 間 行 雄	復興まちづくり課長	千 葉 英 樹
教育長	岩 城 敏 夫	会計課出納班長	伊 藤 節 子
生涯学習課長	熊 澤 一 弘	学務課長	遠 藤 敏 夫
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
		代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
主 事	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 議案第130号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第131号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理等に
関する条例
- 日程第 4 議案第132号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第133号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第134号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第135号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第136号 字の区域を変更することについて
- 日程第 9 議案第137号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第138号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町立逢隈中学校プール災害復旧工事）
- 日程第11 議案第139号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町立逢隈小学校災害復旧工事）
- 日程第12 議案第140号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅
地整備工事（復交））
- 日程第13 議案第141号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）
宅地整備工事（復交））
- 日程第14 議案第142号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地団地）
宅地整備工事（復交））
- 日程第15 議案第143号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度

- 亶理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地）
宅地整備工事（復交）
- 日程第16 議案第144号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下団地第1
工区）宅地整備工事（復交））
- 日程第17 議案第145号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下団地第2
工区）宅地整備工事（復交））
- 日程第18 議案第146号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下団地第1
工区）上下水道整備工事（復交））
- 日程第19 議案第147号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町災害公営住宅（下茨田）整地工事（復交））
- 日程第20 議案第148号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度
亶理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事（復
交））
- 日程第21 議案第149号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第22 議案第150号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計補正予
算（第2号）
- 日程第23 議案第151号 平成25年度亶理町公共下水道事業特別会計補正
予算（第3号）
- 日程第24 議案第152号 平成25年度亶理町介護保険特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第25 議案第153号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第26 議案第154号 平成25年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）
- 日程第27 議案第155号 平成25年度亶理町工業用地等造成事業特別会計
補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第156号 平成25年度亶理町水道事業会計補正予算（第3

号)

日程第29 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第30 委員会の閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、8番 鈴木高行議員、9番 鈴木邦昭議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第130号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第2、議案第130号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案第130号 亙理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページになります。

亙理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。というふうなものでございますが、説明につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正でございますが、もともと施行期日だけでありました附則に、第2項といたしまして経過措置を加えるものでございますが、これは本年3月の定例会におきまして、来年1月1日定期昇給分から、55歳を超える職員の昇給停止についての改正条例案をご提案申し上げたところでございますが、県を初めとしまして、隣接市町村で実施しないこと、それからまた、本町につきましてはラスパイレス指数が100を下回っているというふうなことなどから、本町におきましても、隣接市町村の今後の動向等を見ながら実施したいというふうなことから、当分の間は改正前のおりとするというふうな改正でございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からというふうなことでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明されましたけれども、宮城県と近隣の市町は、3月議会に昇給停止の条例改正案を提案されていたのかどうかです。そして、その後、亙理町を見たときに、今回も言ったように当面の間従前の例によるとしたのか、その経過を若干説明してください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 当町のように条例を制定しております市町村につきましては、県南ではございませんが県北、それから宮黒地方におきまして、合計で10市町ほどございます。県南のほうでは、条例そのものも制定していないというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 職員の給与に若干関連しましたがけれども、いわゆる支度料についてはどのように考えているんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 基本的には来年の4月1日から廃止をしたいというふうに考えてございます。

ただ、この支度金につきましては、一般職員、それから三役等の特別職、それからあともう一つ、町会議員の皆様の費用弁償の中にも支度金の規約がございます。といったことから、統一した形で改正をしたいというようなことで、今後、議会事務局のほうとも打ち合わせをしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第130号 亙理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号 亙理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第131号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第131号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書の2ページになります。

議案第131号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例について、ご説明いたします。

今回の改正でございますが、地方税法の改正に伴いまして、本年6月の定例会におきまして、町税に係ります延滞金につきまして来年の1月1日からの施行というふうなことで町税条例の一部改正を行っておるところでございます。

今回ご提案申し上げますのは、これまで町税に準じまして延滞金を徴収しております8種類の税外収入等がございますが、これらの延滞金につきましても町税条例に合わせて改正するというふうなことでの今回のご提案でございます。

改正いたします条例につきましては、8つの条例で、その8つの条例はそれぞれ別の条例でございますが、全て同様の改正内容というふうなことから、今回につきましては1つの議案にまとめまして、第1条から第8条までの条建てというふうなことで一括提案申し上げているものでございます。

それでは議案書でご説明させていただきます。

まず1つ目でございますが、2ページの一番上にあります第1条の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正。2つ目が、ページの真ん中にありますが、第2条の亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部改正。3つ目が、下のほうにありますけれども、第3条の亶理町看護学生修学資金貸付条例の一部改正。4つ目が、右側のページになります。第4条の亶理町国民健康保険出産費貸付条例の一部改正。次に、第5条の亶理町介護保険条例の一部改正。下のほうになりますけれども、第6条の亶理町道路占用料条例の一部改正。次のページ、お願いいたします。真ん中ちょっと上のほうにありますけれども、第7条の亶理町公共物管理条例の一部改正。最後になります。第8条の亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正。これまでの8条例の改正でございます。

この8条例全てにおきまして、今回の改正で申し上げますと、延滞金の利率が、町税と同様に納期限から1カ月以内の分が現行の7.3%から3.0%に、1カ月を超える分が現行の14.6%から9.3%に引き下げになるというふうな改正でございます。

なお、今後でございますけれども、今回の改正では、町税条例を引用するという

ふうな改正を行っておりますので、町税条例のほうで延滞金の改正が行われれば、今回のようにこの8条例について、改正を行わなくても自動的に改正になるというふうな内容になってございます。

次に、附則でございますけれども、附則の第1項が施行期日で、平成26年1月1日からでございます。第2項につきましては、今申し上げました第1条、第2条、それから第5条から第8条までの延滞金の施行日。それから、第3項につきましては、第3条と第4条の、これは違約金についての施行日、これらにつきましては、それぞれ施行日以後に適用させるというふうな内容のものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明ありましたけれども、延滞金の利率の引き下げです。後期高齢者医療もあるし、国民健康保険の出産費貸付もあるし、介護保険もありますけれども、この延滞金の利率の引き下げについて、町民の皆さんにどのように徹底されるのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 広報等を活用して周知を図りたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第131号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第131号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 132号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議 長（安細隆之君） 日程第4、議案第132号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

議案第132号 亶理町町税条例の一部を改正する条例でございます。

亶理町町税条例の一部を次のように改正いたします。

附則第22条の2第1項中「災害をいう。」の次に「以下同じ。」を加えます。

附則第25条の次に次の1条を加えるものでございます。

まず初めに、改正理由を申し上げます。

東日本大震災によりまして、被災者の方々が代替不動産を取得した場合に、地方税法の特例による固定資産税、これは都市計画税も含むものでございますが、減額措置が講じられております。しかし、被災者の方々が単独で震災から復旧・復興するに際し、再建が困難な場合に集団化で再建するケースがございます。組合化と法人化というふうなことでございますが、この場合、被災者と代替取得を行った組合の人格が異なります。そのために地方税法の特別措置が適用されないこととなります。このようなことから、本町産業のなりわいといたしまして、農業、商業、水産業におけます被災事業施設の再建を図り、早期復旧・復興を推進するために、地方税法の特例措置を適用されない場合を補う措置といたしまして、各種補助事業で取得した施設等に対しまして、亶理町町税条例を改正し、固定資産税、あわせて都市計画税も減額措置を講じたいというふうなことでございます。

まず初めに、町税条例の改正点につきまして、新旧対照表の10ページをお開きください。

まず、現行の附則第22条の2第1項中「災害をいう。」の次に「以下同じ。」を加えるものでございます。これは、東日本大震災の括弧書きの定義を繰り返すことを避け、略称規定をここに設けたというふうな改正でございます。

続きまして、6ページの議案書に戻って説明申し上げます。

附則第26条、東日本大震災に係る固定資産税の特例を最後に追加するものです。

第1項は、東日本大震災で被害を受けた固定資産、これは家屋と償却資産でございますが、これらの復旧に係る補助金交付対象事業で、代替取得した固定資産税の減額規定と定めております。箱書きには、家屋と償却資産の取得区分並びに減額期間、減額割合を定めております。家屋につきましては、平成23年3月11日から平成33年3月31日まで取得した場合、取得後4年度分を2分の1、その後2年度分を3分の1とし、また、償却資産につきましては、平成23年3月11日から平成28年3月31日まで取得した場合、4年度分を2分の1にそれぞれ減額したいというふうなことでございます。地方税法の特例割合と同額となるわけでございます。

第2項につきましては、第1項で規定する補助金名を定めております。第1号の宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業補助金から、第9号の中小企業グループ施設等復旧整備補助事業補助金までの9種類の交付対象事業補助金が規定されております。

第3項は、固定資産税の減額を申請する規定でございます。申請記載及び申請記述を定めております。

第4項は、申請内容につきまして、減額の可否の決定規定です。

第5項は、決定の可否につきましての申請者への通知規定となっております。

第6項は、課税の特例が重複しないように除外規定を設けておりまして、適用範囲を定めております。

次に附則になります。次ページでございます。

施行期日は、第1条、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置です。第2条、改正後の亶理町町税条例附則第26条の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用いたしまして、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることといたします。

第3条、新条例附則第26条の規定により新たに平成25年度分の固定資産税の減額を受けようとするものに係る同条第3項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して1月を経過した日といたします。

以上で、議案第132号の説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします

す。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 議案書の7ページ。新旧対照表で言えば13ページです。

今説明ありましたが、2の（1）から（9）まで、亘理町で該当する事業がどれなのか、またその事業の内容について簡単に説明お願いいたします。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 7ページの（1）から（9）までの補助金の中に、亘理町で該当いたします補助金につきましては、2号、5号、6号、9号のこの4つの補助金が該当してまいります。

まず、2号につきましては、宮城県水産業共同利用施設でございまして、荒浜のノリ業者の方々が共同施設としてノリ加工場の家屋と償却資産というふうなことで、もう既に建設は終わって、申告書が出されております。

また、5号につきましては、これも同じく漁船を購入したというふうなことで、漁船6隻を購入いたしておりまして、これも25年度で申請書が出ております。

また、6号につきましては、これは26年度に申請が出てくる見込みでございまして、長瀞浜の4軒の農家が、かつてJAさんで設立いたしました水耕栽培の施設が被災したというふうなことで、これを復旧するための補助事業というふうなことで今現在実施しておるようでございます。

最後に、9号の中小企業グループ施設等復旧整備補助事業補助金でございますが、これは5つの類型に分かれまして、小売業、建設業、関連業者団体が県のほうに直接申請いたしまして、亘理町につきましては74社ほど交付決定を見ております。総額20億1,000万ほどの交付決定額を見ておりまして、来年、ここの中から家屋と償却資産について申請が出てくるものと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第132号 亙理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第132号 亙理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第133号 亙理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第133号 亙理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第133号 亙理町町営住宅条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正でございます。

改正の理由としましては、交際相手からの暴力が社会的に問題となっており、被害者やその家族が殺害されるという痛ましい事件も生じている中で、配偶者暴力防止法の対象拡大が、被害者及びその支援団体から求められてきたところでございます。

今回の改正に当たりましては、国土交通省からの通知により県の指導を受けて改正を行ったところでございます。

亙理町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表15ページにより説明を申し上げます。

最初に、第6条の2は、入居者の資格の特例でございます。入居者の資格については、第6条に規定しているとおり、原則として、現に同居し、または同居しようとする親族がいることであり、単身者は入居できないことになっております。

しかし、その特例として、第6条の2の規定がございしますが、例えば60歳以上の

方とか生活保護法による給付を受けている方であり、その中に今回の配偶者からの暴力の規定があり、単身者でも入居可能でございます。

今回は、その中の第5条中、法律の名称の改正でございます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」に「保護等」を加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めるものでございます。

また、同じく第5号中、「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加える改正でございます。

第28条の2の規定とは、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても法律の対象とする改正でございます。

同じくアに規定している配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号とは、被害者の緊急時における安全確保及び一時保護の規定でございますが、第28条の2の規定を含む改正でございます。

同じくイに規定している配偶者暴力防止等法第10条第1項とは、保護命令の規定でございますが、同じく第28条の2の規定を含む改正でございます。

議案書の9ページに戻りまして、附則として、この条例は、平成26年1月3日から施行する。

以上で、議案第133号についての説明を終わります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明ありましたが、配偶者暴力防止等法に基づいて条例を改正するとなりますけれども、町営住宅ですね、こういう件数は何件かあったんですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 現在1件ほどございます。それで、仙台地方裁判所からの申し立て事件ということで、1件の入居がございまして、以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第133号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第134号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する
条例

日程第 7 議案第135号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例
(以上2件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第134号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び日程第7、議案第135号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の以上の2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第134号及び議案第135号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第134号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は10ページでございます。

なお、新旧対照表は17ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、消費税法の一部が改正されまして、消費税及び地方消費税の率が、来年26年4月1日より8%に引き上げられますことに伴い改正するものでございます。

新旧対照表17ページをごらんいただきます。

第23条料金第1項条文中、現行「100分の105」を「100分の108」に改めるものがあります。

18ページでございます。

第29条加入金第1項及び第2項の条文中でございますが、現行「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

同じく20ページ、附則でございますが、第2項経過措置、条文中でございますが、現行「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

議案書10ページに戻っていただきます。

附則、第1項施行期日でございますが、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2項経過措置。この条例による改正後の第23条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の料金から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初の検針により確定する料金の算定方法は、なお従前の例による。

来年の4月分の請求につきましては、従前の5%を適用するというふうな条項でございます。

以上で、議案第134号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第135号 亘理町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の11ページ、また、新旧対照表では21ページをお開きいただきたいと思います。

本改正につきましても、消費税法の一部が改正されましたことに伴いまして平成26年4月1日より消費税の率が8%に引き上げられますことに伴います改正でございます。

参考資料の新旧対照表21ページをごらんいただきたいと思います。第17条使用料条文中、現行「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

議案書11ページに戻っていただきます。

附則、第1項施行期日でございますが、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2条経過措置でございますが、この条例による改正後の亘理町下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の排出汚水量に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初の検針により確定する

使用料の算定方法は、なお従前の例による。

水道事業給水条例と同様、4月分の請求につきましては従前の5%を適用するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第134号 亘理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 基本的なことなんですけれども、中央公民館などの公民館の使用料が、消費税が5%から8%になった場合にどのように対応するのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 今回の消費税の引き上げにつきましては、総務省のほうからも公共料金に転嫁するよというふうな通知が来ております。その一つの理由といたしまして、聞くところによりますと前回5%に引き上げの際、一部の企業におきまして、引き上げをしないと。ただし、その分を下請業者あるいは納入業者のほうに全て負担をさせたというふうなことがありまして、今回はそのようなことがないよというふうなことで、民間企業のほうにも通知を出していると、要請をしていると。それを受けまして、今申し上げました公共料金等につきましても転嫁させることというふうな通知が届いておりますので、基本的には引き上げをしたい。ただ、単価が低くて、結果的に端数の関係で変わらないということもあり得ると思っておりますけれども、考え方としては転嫁をさせていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 5%から8%に増税する分で、水道料金及び加入金で年間どのくらいそれぞれふえるのか、そしてトータルで幾らになるのか、わかれば述べてください。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 上水道の料金の引き上げに伴いまして、5%から8%というふうなことで3%上がる分でございますが、例えば平均的な世帯というふうなこと

で、月20トンを使用する場合というふうなことで試算しましたら、水道料金で1月当たり124円ほど上がるような試算になってございます。また、これに伴いまして、年間ですが、概算的なもので今のところ積算してございますが、年間水道料金といたしましては約2,000万ほど、また、加入金といたしましては100万、これも概算というふうなことでご理解いただきたいわけですが、合わせまして2,100万ほど増収というふうなことになりますが、ただ、この分につきましては、あくまでも町の増収というふうな捉え方ではなくて、これは最終的に国のほうに消費税の確定申告をいたしまして、国のほうに納付する分でございますので、この件はまるっきり町に来るものではないというふうなことでご理解を賜りたいと思いません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 水道料金、加入金上がるわけですけれども、この条例上は、32条に、町長は、公益上その他特別の理由があれば、料金、手数料の軽減または免除を行うことができるとなっておりますけれども、この公益上その他特別な理由というのは、どういうことを想定されているんですか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） あくまでもそこに文言として示しておるものにつきましては、それはその段階、いろいろ、公益上ですからその文言のとおり、相談があった場合は、その都度、協議といいますか、判断させていただくというふうなことでご理解賜りたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 原案反対の討論を行います。

2014年4月からの消費税増税は、税率を8%に引き上げるだけでも国民に8兆円もの増税、年金削減など社会保障の負担増、給付減を合わせれば10兆円もの文字どおり、史上空前の負担増です。政府は、経済再生と財政再建の両立を図ると言いますが、これが実施されれば、町民の暮らしにはかり知れない深刻な打撃をもたら

します。経済も財政も共倒れの破綻に追い込まれることは明確であります。

以上のことから反対いたします。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 賛成の立場から発言いたします。

26年4月からの消費税の8%の引き上げは、社会保障の充実や安定化等を図るために必要であるとして、本年10月1日に閣議決定されております。

そうした中において、水道事業会計は地方公営企業法に基づく企業会計として独立採算で運営されており、当然ながら事業者として消費税を納入しているものであり、その影響は免れないものです。消費税相当分の料金の改正を行わない場合の経営の圧迫状況等を考慮いたしますと、消費税の増税分について、料金に反映させることはやむを得ないと考えます。

よって、亶理町水道事業給水条例の一部改正について賛成いたします。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第134号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議案第134号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第135号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 下水道の使用料ですね。5%から8%に引き上げることによって、年間どのくらいの増収になるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 年間でございますけれども、これも現在24年度以降の実績等

を勘案いたしまして、概算ではございますが約1,000万ほどの増収になる、増収と
いいますか、これも同じく消費税といたしまして前段といいますか、先ほどの議案
の際ご説明申し上げましたが、あくまでも消費税といたしまして国のほうに納付す
るものでございますので、その点ご理解を賜りたいと思います。以上ございま
す。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 同じく下水道条例には、第30条に、使用料等の減免規定がありま
す。これは、町は特別な事情があるときには減免できるとなっておりますけれど
も、この特別な事情というのは何ですか。

議 長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 前の議案でもお答えいたしましたとおり、このような案件が
出た際にはその都度協議させていただきます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） これまで適用されたことはあるんですか。

議 長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 今までは、私が着任いたしましてからはございません。以上
です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 2013年7月から9月期の国内総生産GDP改定値は、わずかな伸び
しか示すことができませんでした。これは、日本経済が深刻な状況を抜け出してい
ないことを示すものであります。最大の要因は、国民の所得が大きく落ち込んでい
ることです。実際7月から9月期の雇用者報酬は、実質で前年比0.6%の減少でし
た。こうした状況下で消費税増税を実施すれば、消費をさらに冷え込ませ、景気を
ますます悪化させるだけです。

本町では、依然として仮設住宅に765世帯2,144人の方々が不便な暮らしを送って
おります。消費税増税は、こうした被災者などの生活に大打撃を与えるとともに、

復興の妨げとなるものであります。

以上のことから反対いたします。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。10番渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 下水道事業は、特別会計で運営されておりますが、上水道事業と同様に消費税を納入する義務を持っているものであります。

住民の生活に不可欠なものであり、その維持及び整備において、事業を安定的に推進していく必要があります。消費税相当分の料金改定を行わない場合、事業への影響などを考慮しますと、消費税増税分について、使用料に反映させることはやむを得ないと考えます。

よって、亶理町下水道条例の一部改正について賛成いたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第135号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議案第135号 亶理町下水道条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第 8 議案第136号 字の区域を変更することについて

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第136号 字の区域を変更することについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして、議案第136号 字の区域を変更する

ことについて説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更するものであります。

地方自治法第260条第1項につきましては、市町村長が政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町もしくは字の区域を新たに画し、もしくはこれを廃止し、または町もしくは字の区域もしくはその名称変更するときは、当該市町村の議会の議決を経なければならないということで、今回これに基づき上程するものでございます。

次の13ページの変更調書、それから次のページ、14ページの位置図と合わせてごらんいただきたいと思います。

今回の字の区域を変更することについての理由につきましては、防災集団移転団地、災害公営住宅の整備を進めております吉田大谷地団地の区域内におきまして、字が大谷地、それから流、堰下の3つにまたがり、住所表示や売り渡し等を行う際に支障が生じることから代表の字に集約するため区域の変更を行うものでございます。

13ページの変更調書をごらんいただきたいと思いますが、今回、字の区域を変更する字名につきましては吉田字大谷地で、区域に編入される区域につきましては、吉田字流1-1、1-4、2-3、2-4、2-5、3-1と吉田字堰下79-6の合計7筆でありまして、これらがが大谷地の区域に編入するものでございます。

それぞれの箇所につきましては、14ページの位置図で、図面がちょっと小さくて申しわけございませんが、赤線で囲んだ部分が大谷地団地の戸建て形式の公営住宅のエリアでございまして、その中に青線が入っている部分の右側が流、今申しあげましたそれぞれの地番があります。赤線で囲んだうちの左上、この大変小さくて申しわけありませんが、赤線と青線の長方形に囲まれた小さい部分、これが堰下の79-6でございます。赤枠の今申しあげました地番以外については、従前の大谷地そのままでございます。

なお、大谷地団地の赤枠区域の左の部分、西側の集合形式の公営住宅の区域につきましては、西側の一部の土地に永小作権が発生しておりまして、今後、裁判において結論が出るまで半年から1年の期間を要することから、今回は大谷地団地の戸

建て形式の公営住宅に該当する東側の字の区域を編入し、西側の集合形式の公営住宅の区域につきましては、永小作権等にかかわる裁判の結果が出た後で議会に再度、字の区域の編入についての議案を上程させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この大谷地団地以外に、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅のところ、字の区域の変更は必要ないんですか、ほかのところは。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） ほかの地区についてはございません。この大谷地ということで今回上程させていただきました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第136号 字の区域を変更することについての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号 字の区域を変更することについての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第137号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第137号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第137号 公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書のほう15ページになります。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、亶理町逢隈児童館。指定管理者となる団体、仙台市太白区茂庭台二丁目15番20号、社会福祉法人宮城県福祉事業協会。指定の期間でございますが、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間となります。

この指定管理者の指定についてでございますが、これまで指定管理者選定委員会、2回ほど開催いただきまして、募集の方法、それから候補者の決定、選定ということで審議をいただいております。それで今回のこの団体の選定につきましては、申請団体から提出された事業計画書及びこれまでの施設運営実績に基づき審査したところ、適切な施設の管理運営と事業の実施が可能であると評価し、当該施設の設置目的を達成できるということで候補者として選定をいただいているものでございます。

内容的には、これまでも指定管理のほう、当団体のほうにお願いしておるわけでございますけれども、逢隈児童館の運営、それから管理に関することということで、運営につきましてはこれまで同様なんですけど、若干受け入れ、幼児クラスの関係、年齢の引き下げを行うことと、あと事情によっては、保護者の勤務状態などによっては、希望により状況を判断して、若干ではございますが延長の受け入れも可能とするものでございます。

なお、指定管理料の予定でございますが、年間3,746万1,000円を予定してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第137号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第137号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。休憩。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第138号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亘理町立逢隈中学校プール災害復旧工事）

日程第11 議案第139号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亘理町立逢隈小学校災害復旧工事）

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 次に、日程第10、議案第138号 工事請負変更契約の締結について及び日程第11、議案第139号 工事請負変更契約の締結についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第138号及び議案第139号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第138号 工事請負変更契約の締結についてから説明いたします。

議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年8月27日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1

項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成25年度 亘理町立逢隈中学校プール災害復旧工事

2 請 負 金 額 変更請負金額 5,206万9,500円

原 請 負 金 額 4,830万円

増 額 376万9,500円

3 契約の相手方 株式会社斎藤工務店

なお、これにつきましては、当初契約でござんのとおり、請負金額が4,830万円ということで、5,000万以下で議会の議決案件ではございませんでしたが、今回変更によりまして5,000万円を超えることから、今回上程させていただくものでございます。

次の17ページからが資料でございます。

それから、18ページ、19ページ、これらが図面になります。

以後、工事請負契約の変更関係につきましては、この図面については赤で書いてある部分が今回の変更内容でございますので、ござんになっていただきたいと思っております。

17ページの資料をお開きいただきたいと思っております。

契約年月日が平成25年8月27日ということで、今回の変更の主な内容につきましては、現地調査におきましてボーリング調査をした結果、支持地盤が現地盤の下、6メートルから7メートルのところにあることが判明したために、杭基礎が地盤改良による補強が必要になったということから、精査の結果、施工性、経済性を検討した結果、新たに柱状改良L=7.5メートルを22本、地業工事として施工するものと、これも精査の結果、デッキプレートに穴や劣化が見られ、既設のデッキプレートの117平米分を撤去し新設するものと、プールサイドコンクリートを当初45.3立米から17.6立米に変更するものと、附属棟とプールのトレー部分に関しまして、強度不足のおそれが判明したことから、プールサイドにはりうけ15本を新たに施工するものでございます。

工期については、変更前と同じでございます。

以上が、議案第138号でございます。

続きまして、議案第139号、議案書の20ページになります。

工事請負変更契約の締結について

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成25年度 亘理町立逢隈小学校災害復旧工事

2 請 負 金 額 変更請負金額 1億8,118万4,850円

原 請 負 金 額 1億7,115万円

増 額 1,003万4,850円

3 契約の相手方 株式会社斎藤工務店

次の21ページ目が資料になります。

それから、22ページ以降が図面等になります。

契約年月日が平成25年6月17日ということで、今回の変更内容については、現地において精査の結果、当初設計におきまして、コンクリートガラが当初472立米計上しておりましたが、精査の結果776立米ということで数量変更し、発生材の処分費が増額になるものと、校舎外部の改修におきまして、校舎の犬走りの復旧におきまして、床モルタルの補修として11.4平米からコンクリート打設30.4平米に変更するものと、校舎タイルの復旧面積が5.5から36平米に変更し、解体の際の被災部以外にも影響を及ぼすことが考えられることから、今回変更により計上したものでございます。

それから、精査の結果、排水構造物のCSB管を新たに15.3メートル施工するものと、当初設計でU型側溝129メートル計上していたものを140メートルに変更するものでございます。

工期については、変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第138号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第138号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第138号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第139号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第139号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第12 議案第140号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度互理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交））

日程第13 議案第141号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度互理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）宅地整備工事（復交））

日程第14 議案第142号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度互理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地団地）宅地整備工事（復交））

日程第15 議案第143号 工事請負変更契約の締結について（平成2

5年度亘理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地）宅地整備工事（復交）

日程第16 議案第144号 工事請負変更契約の締結について（平成2

5年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第1工区）宅地整備工事（復交）

日程第17 議案第145号 工事請負変更契約の締結について（平成2

5年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第2工区）宅地整備工事（復交）

日程第18 議案第146号 工事請負変更契約の締結について（平成2

5年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第1工区）上下水道整備工事（復交）

（以上7件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第140号 工事請負変更契約の締結についてから日程第18 議案第146号 工事請負変更契約の締結についてまでの以上7件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第140号から議案第146号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第140号から議案第146号まで、一括して提案したいと思います。

内容につきましては、防災集団移転促進事業が全てで、146号まででございます。

初めに、議案第140号、議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負変更契約の締結について

平成25年5月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成25年度 亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）
宅地整備工事（復交）

2 請負金額 変更請負金額 2億4,097万9,200円

原請負金額 2億1,840万円

増 額 2,257万9,200円

3 契約の相手方 八木工務店・阿部工務店 特定建設工事共同企業体

資料につきましては、次の26ページをごらんいただきたいと思います。

契約年月日が、平成25年5月17日ということで、今回の変更の内容につきましては、まず、当初設計におきまして、盛土材につきましては、町営の土取場から山ずり使用で計画しておりましたが、土取場の管理者であります都市建設課サイドと調整の結果、積み込みにつきましては管理者側、都市建設課サイドで対応することとなったため、土取場におけます積み込み土量2万8,300立米を変更により計上しないこととしたものでございます。

それから、当初設計におきまして、調整池の築造についてはブロック積み擁壁としておりましたが、現地において試験掘りをしまして地下水を確認したところ、設計水位より約40センチ高い水位が継続して確認されたことから、浮力に対して再検討を行った結果、重力式擁壁に変更するものでございます。

それから、当初設計におきまして、宅地の境界については杭による境界を計画しておりましたが、団地等の検討会において、ブロックによる境界明示という結論に達したことから、変更によりまして宅地境界ブロック設置を955メートル追加するものでございます。

それから、現地精査の結果、近隣宅地が現場の砂ほこりを受けることが判明したために、仮設工として防塵ネット、高さ3メートルを283メートル新たに追加するものでございます。

それから、調整池が重力式擁壁になったことで、使用する生コンがふえたこととあわせて、生コンの現在の供給制限によりまして、工期を平成25年12月20日から平成26年3月25日に変更するものでございます。

以上が議案第140号になります。

続きまして、議案第141号、議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負変更契約の締結について

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1

項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 平成25年度 亘理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）宅地整備工事（復交）
- 2 請 負 金 額 変更請負金額 2億2,471万1,550円
原 請 負 金 額 2億1,525万円
増 額 946万1,550円
- 3 契約の相手方 太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体

資料につきましては、次の31ページをごらんいただきたいと思います。

契約年月日が、平成25年6月17日ということで、この工事の変更の内容につきましては、まず、当初設計におきまして、宅地の築造におけます地盤改良工における一般軟弱土用の固化材の配合量について、目標の強度、平米当たり150キロニュートンに対します最少添加量が1立米当たり50キロと計画しておりましたが、現地におきまして配合試験の結果、目標強度を満足するには、立米当たり79キロの添加量が必要になるということが判明したため、今回、変更によりましてこの配合量を972トンから1,397トンに変更するものでございます。

それから、これも先ほどと同様に、土取場の管理者の都市建設課と調整の結果、積み込みについては管理者側の対応ということで、割山ずりの掘削積込1万9,700立米を今回計上しないこととしたものでございます。

それから、当初、ダンプトラックでの残土運搬、この距離を6.5キロとしておりましたが、警察との通行協議の結果、11.7キロにルート変更しまして、延長が増えたことから変更するものでございます。

それから、これも現地で精査の結果、軟弱度への固化材の周辺への飛散防止のため防塵ネット、175メートル追加変更するものでございます。

以上が議案第141号になります。

続きまして、議案第142号、35ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負変更契約の締結について

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 平成25年度 亘理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地団

地) 宅地整備工事 (復交)

2 請 負 金 額 変更請負金額 1 億5,312万1,500円

原 請 負 金 額 1 億4,450万3,100円

増 額 861万8,400円

3 契約の相手方 田中建材輸送・結城組・丸蔦平組 復旧・復興建設工事共同
企業体

資料につきましては、次の36ページをお開きいただきたいと思います。

契約年月日が、平成25年6月17日、契約変更年月日が25年9月17日で、今回の変更の内容については、当初設計におきます調整池の築造における掘削土について、造成敷地内への盛土材ということで流用土の計画をしておりましたが、現地においてこの掘削土の土質試験の結果、盛土材として適さない土質であることが判明したために、この掘削土を残土処分、1,700立米として新たに計上するものでございます。あわせて、その代替分として山ずり、運搬盛土を9,200立米から1万900立米に変更するものでございます。

それから、当初宅造地の西側の既存住宅に隣接する一部区間において、宅地の地盤高と計画の道路高の高低差が50センチとなることから、切土によりますのり面整形を計画していましたが、宅地側でありますブロック塀の基礎について現地で確認したところ、根入れ不足になることが判明したために、一部影響区間18メートル分について、新たに土留付U型側溝を敷設し、その分を当初U型側溝の数量を減としまして412メートルとするものでございます。

以上が議案第142号になります。

続きまして、議案第143号、39ページになります。

工事請負変更契約の締結について

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成25年度 亘理町防災集団移転促進事業 (吉田南河原団地)
宅地整備工事 (復交)

2 請 負 金 額 変更請負金額 2 億8,000万8,750円

原 請 負 金 額 2 億5,200万円

増 額 2,800万8,750円

3 契約の相手方 渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体

資料につきましては、次の40ページをごらんいただきたいと思います。

契約年月日が、平成25年6月17日で、今回の変更の内容につきましては、当初設計におきまして、これも同じですが、盛土材については町営の土場から山ずり運搬することにしておりましたが、先ほどと同様の理由で、今回、変更によりまして、掘削積込の土量1万5,300立方メートルを計上しないこととしたものでございます。

それから、当初、調整池の築造におけます掘削土については、これも先ほどと同じ現場内で流用土とする計画でありましたが、土質試験の結果、流用土に適さないということで、新たに残土処分4,300立米が増になったものと、その分の搬入盛土1万5,300立方メートルから1万8,300立方メートルに増となったものでございます。

それから、警察協議の結果、運搬ルートの変更ということで、盛土材の運搬については、割山からですけれども4.5キロから7.4キロメートル、残土処分については、荒浜にですが9.4から12.3キロに変更になったものでございます。

それから、当初設計で宅地の築造におけます地盤改良工の一般軟弱土用の固化材の配合について、最少添加量の1立方メートル当たり50キロとして合計700トン配合量を見込んでおりましたが、配合試験の結果、1立方メートル当たり53キロの添加量で合計948トンの配合量が必要になったことから変更するものでございます。

以上が議案第143号になります。

続きまして、議案第144号、43ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負変更契約の締結について

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成25年度 亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第1工区）宅地整備工事（復交）

2 請 負 金 額 変更請負金額 3億4,591万7,250円

原 請 負 金 額 3億1,500万円

増 額 3,091万7,250円

3 契約の相手方 阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体

資料につきましては、次の44ページをお開きいただきたいと思います。

契約年月日が、平成25年6月17日。今回の変更の概要につきましては、これも同じ理由でございますが、当初設計で盛土材、山ずり、町営の土場から計画しておりましたが、先ほどと同様の理由で掘削積込3万2,600立方メートルを変更により計上しないこととしたものでございます。

それから、当初、宅地の造成におけます地盤改良工の一般軟弱土用の固化材の配合についても先ほどと同様で、1,755トンから4,253トンに変更するものでございます。

工期については、変更前と同じでございます。

以上が議案第144号になります。

続きまして、議案第145号、46ページをごらんいただきたいと思います。

工事請負変更契約の締結について

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成25年度 亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第2工区）宅地整備工事（復交）

2 請 負 金 額 変更請負金額 5億798万6,850円

原 請 負 金 額 4億7,040万円

増 額 3,758万6,850円

3 契約の相手方 千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体

資料につきましては、隣の47ページになります。

契約年月日が、平成25年6月17日。変更の主な理由につきましては、当初、盛土材におきまして、これも先ほどと同様に町営の土場からの運搬を計画をしておりましたが、同じ理由によりまして、変更により当初の2万3,000立方メートルを変更により計上しないこととしたものでございます。

それから、調整池の築造におけます掘削土、これも同じ理由で盛土材には適さないということで、残土処分量を1万800立米に変更になったことと、それに伴いま

す不足土となる盛土、山ずりを2万1,200立方メートルに変更するものでございます。

それから、当初設計におきます宅造における地盤改良の固化材の配合量、これも変更によりまして3,066トンの変更するものでございます。

以上が議案第145号になります。

続きまして、議案第146号、49ページをごらんいただきたいと思えます。

工事請負変更契約の締結について

平成25年9月24日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 平成25年度 亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下団地第1工区）上下水道整備工事（復交）
- 2 請 負 金 額 変更請負金額 5,857万6,350円
原 請 負 金 額 4,851万円
増 額 1,006万6,350円
- 3 契約の相手方 阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体

資料につきましては、次の50ページをごらんいただきたいと思えます。

契約年月日が、平成25年9月24日。変更の内容につきましては、まず1点目が、現地精査をしたところ下水道の污水管布設工、当初545.8メートルから546.1メートルに変更するものと、上水道の仕切弁18カ所から19カ所に変更するものでございます。

2点目が、上水道分といたしまして、埋戻土のセメントの攪拌について、当初、現場内での攪拌としておりましたが、周辺に民家が多く、セメントの飛散が懸念されるということで、改良土の運搬を新たに486立方メートル計上するものと、下水道分として514立方メートル計上し、合わせて1,000立米、セメント改良土の運搬として今回変更で計上したものでございます。

それから、3点目が、現地精査におきまして試験掘りをしたところ、造成工事で地盤改良を行った箇所約1.4メートルの掘削した部分でボーリング現象、いわゆる土締め壁の下から地下水が迂回して地下水が噴き出す現象が確認されたことから、それ以下に埋設する污水管の施工が困難になることが判明したために、地下水

を低下させるため、今回変更により仮設工としてウェルポイント290本を新たに計上するものでございます。

以上が議案146号になります。

以上、一括で議案第146号まで説明を終わります。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います

まず、議案第140号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 140号で、資料の26ページに、工事概要の中に、工種、雑工として宅地境界ブロック設置という項目がありますが、私の記憶では、一つは、なぜこの中野団地だけに工種の中に記載してあるのか。事前の江下とかよその団地の住民説明会では、こういうふうにブロックを施工しますよというふうに私は承ったというふうに理解しているんですが、なぜここの中野だけこういうふうにしたのか、その辺のいきさつについて伺います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 境界ブロックの設置についてでございますが、昨日、鞠子議員からのご質問にもございましたが、今回、当初はこの境界ブロックは設置せず、敷地の境界については境界杭、境界プレート等で表示する計画でスタートしてございます。ただ、その時点で、荒浜中野団地につきましては、一番最初に計画を策定した団地でございますので、その時点では境界ブロックの設置は、当初の計画には入ってございませんでした。その関係で今回変更をさせていただくものでございます。

その後、地域住民の方々との意見交換会の中で、この境界についてはブロックを設置してほしいというご要望が数多くあったことから、計画を変更しまして、他の団地につきましては、当初計画の中で境界ブロックを設置するというふうな計画に直したため、他の団地については今回の変更契約の中には入ってございません。当初からもう境界ブロックを設置するというふうな設計になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） そういう私の、後段の理解でいいんですが、後段の住民説明会、よ

その4つの住民説明会の段階で、こういうふうにやると言っておれば、その段階で設計変更、中野団地についても出すべきではなかったのではないかと私は思うんですよ。いかにもね、何かここだけ特別な扱いのような感じを受けますので、設計変更した段階で、私は提起すべきではなかったのかというふうに思いますがどうですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） ただいまご説明したとおり、荒浜中野団地は、一番最初にまちのほうで設計を策定したところでございます。5月です。その後、住民説明会等を行いまして、そういった要望が中野団地へ移転される方からありまして設計を変更したということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今、説明を受けたんですけれども、この中で、貯水池の築造のためのブロック積みが変更になって重力式になったと。ということになりますけれども、ここはまず荒浜地域なので、場所によっては約1メートルぐらい掘ればかなり水がわいてきます。潮位の干満差によっても水の上がり下がりがあります。その場所においてブロック積みという当初の設計、これが変更になったためにこのような膨大な追加になってしまったのかなと思ひますけど、この要因は、設計でミスだったんですかね。それとも、その後の施工でミスなのか。これちょっと説明願ひたいと思ひます。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 先ほど企画財政課長からご説明あったとおりでございますが、当初、この調整池築造につきましては、試掘を行いまして、設計請負者のほうで地下水位を確認して、ブロック積み擁壁による施工と計画したものでございますが、現場に入りまして、実際の水位を確認しましたところ、設計の水位より40センチ高い水位、これが継続して確認されたものですから、浮力に対する検討を行い、今回重力式擁壁に変更となったものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 私は、変更を否定するものではなくて、やっぱりこういうふうになる前に、要するに補正予算を組むような状態になったこの要因が何か、私は現場に行つて見てみました。荒浜の場合は荒浜でわかるんですけれども、他地区はそのま

まで使うところもある。ということはそれが原因で、結局工期が延びているような状況にもあるのかなど、そういうふうにしたものですから、やっぱり設計の面であれば設計屋が、試掘したと言っても全部掘るわけではないからわからないと思いますけれども、試掘した時点でこういうことはわかるわけなんですよ。私も商売柄、そういう形でかなりいろいろとそういう問題が絡むのが前提で、場所によっては、やっぱりそういう徹底したものを業者から入札時点でいろいろ質問とは何かは出なかったんですかね。この場所について。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 現場の状況につきましては、担当者レベルでは意見交換等をおこなったかと思えます。今回の現場でございますが、議員ご指摘のとおり、海岸に近くて、それから阿武隈川にも近い箇所ということで、地下水位かなり年間を通して見ますと、地下水位の変動はあるような箇所になっておったようでございます。その点につきまして、考慮といいますか、設計の部分でちょっと足りない部分があったのではないかというようなご指摘のところがあるかもしれませんが、設計の段階、それから、交付金等を使った、国の補助金を使った設計ということで、過大設計にならないようにというふうな思慮もあった関係かとも思いますが、調査の結果をもって設計をした結果こうなってしまったというところでございます。

ご指摘のとおり、ちょっと町のほうの指導が足りない部分があったかもしれませんが、今回の変更ということでご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） わからないので教えていただきたいんですけども、割山から変更前2万8,300立米という数字出ておりますけれども、変更後ゼロということで、金額的にはどれぐらいになるのでしょうか。当初の計画でいいますと、これもきちっと金額に入っていたと思いますけど、これでもって変更後ゼロになったということで金額的にはどれぐらい変更になっているのでしょうか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 割山からの掘削積込につきましては、今回、変更契約に上げさせていただきました団地のほか、吉田大谷地団地につきましては、11月臨

時議会のほうでご報告させていただいておりましたとおり、専決事項で1回変更をさせていただいておまして、その中でゼロに変更させていただいております。

それで、かかる金額でございますが、概算で申しわけございませんが、ご報告させていただきます。全団地申し上げます。荒浜中野団地につきましては約840万円。江下1工区につきましては約1,070万円。江下2工区につきましては約720万円。吉田舟入北団地につきましては約730万円。吉田南河原団地につきましては約470万円。吉田大谷地団地につきましては、第1回変更しております390万円。それから、吉田上塚団地につきましては約110万円。それから、この後議案のほうで出てまいります、災害公営住宅のほうの整地のほうもマイナスが出てございます。下茨田住宅分につきましてはマイナスの560万円。それから、上浜街道の集合住宅分につきましては780万円と減額してございます。合計トータルしまして、5,670万円の減額の変更となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この5,600、本当にわからなくて、頭一生懸命悩ませているんですけども、この合計の5,670万円は、これを工事している事業所の方が支払わなくていい金額なんですか。でなくて、町が払わない、ちょっとそこら辺がわからないんですけども。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今回、町のほうから建設業者さんのほうに工事委託契約をしている金額を、今申し上げた工区ごとに契約額を減額するという意味でございますので、その分、この事業ごとの工事費につきましては5,670万円、町のほうの負担が減るというふうなことでございます。ただ、この積込分につきましては、以前議会のほうにご審議いただいております都市建設課のほうで、割山の積込工事費の中に転嫁されておりますので、町全体としての費用自体は減るわけではないということでご理解いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 普通、工事関係者、業者の方が、どこかから買わなくちゃならない土を割山で町で積み込みを了解したということだと思んですけど、これは、復興交付金で国のほうからこの5,670万、町に入ってくるというような、そういうことはないのでしょうか。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） まず防災集団移転事業に係る経費につきましては、復興交付金の対象になってございます。その工事費から、今回この5,670万円分を減額したわけでございますが、繰り返しになりますが、この積込分につきましては、都市建設課のほうの割山の作業費のほうに転嫁されると。その分につきましては、割山分の作業費としましては、復興事業の対象になってございますので、この減った分については町のほうに復興交付金から入ってくるというふうな形になります。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第140号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第140号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第141号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第141号 工事請負変更契約の

締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第142号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 私の記憶では、契約の相手方に丸蔦平組というのが変更の中に入っていますけれども、この企業は、以前に倒産した企業もこの中に変更で入ることが可能なのか。ここに載っているけれども。その辺について伺います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 丸蔦平組の件につきましては、前回、全員協議会でもお話ししましたように、それで指名登録、今JVの登録についてはこのままという形で、期間については1年間なんですけど、それで、これも全員協議会でお話ししましたように、残りの2社、田中さんと結城組さんのほうでそれを継承していくという形で、この名称についてはこのままでということで、向こうの丸蔦平組の弁護士の方とも相談して、このままの形でということで、事業については田中さんと結城組のほうで継承していくという形で合意をとりましたので、名称についてはこのままで工期完了までということで話をしております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 相手方の弁護士さんがそのような話だということかもしれないけれども、町としての契約書、公文の契約書が、相手方不明の、ないところと名前を掲示をして契約するということはあるのか。相手の存在というのはない会社ですね、もうね。それをこの公の契約書に載せるということは可能だ、まあ一般通常から言えば、ない会社と契約結んでいるわけだ。そんなことはあり得ないと思うんだけれども。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、今のご質問ですけど、一つの企業としてではなくて、先ほど申し上げました一つの共同企業体の名称ということで、ずっとこのまま工期完了までという内容でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） その共同JVの中に入っていたのは確かに入っていたけれども、その契約書がそのまま、続くんだったら変更もなくて続くんならわかるんです。今回改めて変更契約を結ぶとなれば、変更契約の相手方にないものが入っているという

のはおかしいと私は言っているんです。変更契約なくて、当初のままいくんだったらそれはね、見えないからいいですけども、今回新たに変更契約を結ぶとなれば、ないものと変更契約を結ぶのかと。それが成り立つのかということ言っているんです。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、町のほうでは、この件について県の契約課のほうとも協議したところ、名称について一応、JVについてはこのままの名称で、変更が生じて名称であればこのままでよいと判断いただいたものですから、町のほうではこの名称で、そのまま継承していきたいということで進んでおります。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 関連で、これ丸鳶平組を、倒産した会社を削除することによって何か弊害があるんですか。そこをお聞きしたいんです。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 弊害はないんですけど、今言った登録、登録し直すといいますか、そういう関係も出てきまして、それで残りの田中建材さんと結城組さんともお話ししまして、全員協議会でもお話ししましたように、工事費の配分等についても了解を得られまして、名称についてこのままでということで、いわゆる登録のし直しというかそういう煩雑さは出てきます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 事務的な作業であって、やっぱり私はおかしいと思うんですよ。社会通念上。倒産した会社をここに、工事設計変更の段階で載せてくるというのは、どうしても理解しがたいんですが、私は削除して、あとは事務作業を進めればいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 私も企画財政課にいたものですから。これは、JVの場合は、通常、慣例として、それぞれの名前をつけて共同事業体というような名前にします。それは、会社の名前にしたほうがわかるというようなことであって、例えば、これが復興JVが、ABC会社というような登録でも構わないということなんですよ。あくまでも団体の社名というようなことなんですよ。先ほど質問ありました、これ

をやり直すとなると、一旦破棄しまして、さらにもう一度新たな団体として登録をしていただいているという手間がかかってしまうと。先ほど企画財政課長も回答申しあげましたけれども、県のほうでも、これはある企業というふうな、1つの団体としての登録なものですから、その団体としてその契約を履行できるというふうなことであれば、このままで構わないというふうな回答によって、このまま続けているというふうなことでございます。あくまでも1つの団体というふうな捉え方でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第142号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第142号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第143号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第143号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第143号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 144号と146号関連するんですけれども、同じ江下団地（第1工区）の中で、変更契約を分けてやる、考え方からすれば、宅地整備と上下水道の整備を分離して変更契約を結んでいる。なぜこのような分離をして変更契約を結ばなければならなかったのか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今回の亘理江下団地（第1工区）の宅地整備工事と上下水道の工事そのものにつきましては、当初の契約が別契約となっておったために、今回別々に変更契約を出させていただいたというふうなことでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 上下水道と造成工事は別々に契約やっていたから、今回はこういうふうになったということで理解していいんですか。わかりました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第144号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第144号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第145号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第145号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第146号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第146号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第146号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第19 議案第147号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亘理町災害公営住宅（下茨田）整地工事（復交））

日程第20 議案第148号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亘理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事（復交））

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第19、議案第147号 工事請負変更契約の締結について及び日程第20 議案第148号 工事請負変更契約の締結についての以上2件は関連があり

ますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第147号及び議案第148号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第147号と第148号、一括して説明申し上げます。

最初に議案第147号、53ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負変更契約の締結について

平成25年7月22日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 平成25年度 亘理町災害公営住宅（下茨田）整地工事（復交）
- 2 請 負 金 額 変更請負金額 1億285万6,950円
原請負金額 9,975万円
増 額 310万6,950円
- 3 契約の相手方 阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体

資料につきましては、次の54ページをお開きいただきたいと思います。

変更契約年月日が平成25年11月1日。今回の工事の変更の内容につきましては、これも先ほど来から説明しております割山ずりからの運搬について、管理者側、都市建設課のほうで対応することとなったために土取場におけます積込量1万6,000立方メートルを変更により計上しないこととしたものでございます。

それから、2点目が調整池の築造に当たりまして、現場で試験掘りをしたところ、地下水が浅い箇所を確認されたために、設計では調整池の基礎ブロックの計画の床面まで1メートル掘り下げる必要があるということと、排水の作業時に砂の層で滑落等が予想されることから、今回変更によりまして新たに960立米の地盤改良工を追加するものでございます。

それから、下水道本管からの污水管につきましては、2カ所当初見込んでおりましたが、災害公営住宅建設主体であります宮城県との建築計画の調整によりまして3カ所になったものと、ますの構造についても当初ビニール製の公共ますを計画し

ておりましたが、マンホール型に変更するものでございます。

4点目が、敷地内への水道管引き込みについては、集合住宅の建築とあわせて施工する計画としておりましたが、宮城県との施工調整の結果、水道管75ミリの引き込み5.9メートルが新たに必要になったことから、変更により計上するものでございます。

以上が、議案第147号でございます。

続きまして、議案第148号、58ページになります。

工事請負変更契約の締結について

平成25年7月22日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成25年度 亘理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事（復交）

2 請 負 金 額 変更請負金額 1億9,451万8,800円

原 請 負 金 額 1億8,165万円

増 額 1,286万8,800円

3 契約の相手方 斎藤工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体

資料については、59ページをごらんいただきたいと思います。

変更契約年月日が平成25年11月1日。今回の変更の内容については、これも先ほどと同じ内容でありまして、変更によりまして山ずり2万4,600立方メートルを変更により計上しないこととしたものでございます。

それから2点目が、当初設計におきまして、調整池の築造におきましてはブロック積みの擁壁を計画しておりましたが、現地で試験掘りをして、地下水位を確認したところ、設計水位より約70センチ高い位置で水位が継続して確認されたことから、浮力に対します再検討の結果、重力式擁壁に変更するものと合わせて、地下水の浸入防止のために防水シート1,347平方メートルを新たに計上するものでございます。

工期については、当初と変更はございません。

内容については以上でございます。

以上、議案第147号と議案第148号一括して説明申し上げました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第147号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第147号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第147号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第148号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第148号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第148号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決を終了いたしました。

この際、昼食のため休憩をいたします。

再開は1時といたします。休憩。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第149号 平成25年度亶理町一般会計補正予算
(第7号)

議長（安細隆之君） 日程第21、議案第149号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして、議案第149号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第7号）について説明申し上げます。

資料につきましては、亶理町一般会計補正予算書（第7号）をごらんいただきたいと思ひます。

初めに1ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

平成25年度亶理町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23億588万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619億2,406万8,000円とする。

第2条 債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、18ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず初めに、今回の補正予算におきましては、各課にわたりまして職員等の人件費、精査の結果、補正しておりますが、これにつきましては4月以降の職員の異動等に係る増減及び任期付職員の採用等に係ります補正等が主な理由でございます。各款項目ごとの職員の人件費等につきましては、給料、職員手当と共済費でございます。説明については省略させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

初めに、2款1項1目総務費の19節負担金補助及び交付金1,980万1,000円の増額補正でございますが、東日本大震災の津波等によりまして被災した港町区の集会所新築及び5月補正予算で計上いたしました浜吉田東区の集会所の不足額を亶理町集会所建設事業補助金として増額補正するものでございます。

使用料及び賃借料として17万円増額補正でございますが、現在、町長車につきましては、平成8年に納入し現在まで17年が経過しておりまして、走行距離が18万6,000キロとなっております。車の修繕する頻度も近年多くなったことから、今回この町長車について長期継続契約によって更新するものでありまして、今年度、来年の3月までのリース料としまして17万増額補正するものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

2目文書広報費の工事請負費287万7,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、東日本大震災におきます津波被害によりまして、荒浜地区、吉田東部地区の広報掲示板が流失したこともありまして、平成24年度末に各行政区にアンケート調査を実施し、広報掲示板の撤去や移設、修繕等の要望を取りまとめたところでございます。今後は、この結果に基づき移設、撤去等を実施するための経費として今回補正するもので、実施後につきましては、維持管理等を行政区に移管する予定でございます。

12目の基金管理費積立金13億9,498万8,000円の増額補正でございますが、各事業それぞれの基金に一度積み立てしなければならないということで、震災復興基金積立金のうち、被災地域農業復興総合支援事業費として1億9,965万3,000円、寄附積立金として224万6,000円の計2億189万9,000円の増額補正をするものと、東日本大震災復興交付金の基金積立金として、水産業共同利用施設復興整備事業（漁具倉庫）分として1億5,483万円、同じ事業で水産加工流通施設分としまして10億1,062万5,000円と、低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業としまして2,763万4,000円の計11億9,308万9,000円を増額補正するもので、総計13億9,498万8,000円の増額補正をするものでございます。

諸費につきましては、町税等の還付経費におきまして9月補正予算で不足額を補正しているところではありますが、その後、雑損控除に係る個人住民税の過年度還付申告書等が提出されたことなどによりまして、その不足額として850万円を増額補正するものでございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思います。

賦課徴収費でございますが、各種印刷物の経費につきましては、当初予算で計上済みですが、今回、補正するものにつきましては、合算税の廃止による単税化に伴いまして、納税通知書等の各種印刷物が追加になったことなどから87万円を増額補正するものでございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費1項1目のうちの国民健康保険特別会計繰出金176万7,000円の減額補正でございますが、これにつきましては、今年度の実績によるところの減額補正でございます。

民生委員活動経費のうち補助金14万円の増額補正でございますが、今年度は3年に一度の民生委員の一斉改選時期ということで、12月より新たな民生委員に切りかわります。亘理町ではこれまで60名の委員を定数としておりましたが、相談件数の増加等によりまして、今年度から64名の委員で運営することになったために今年度残り4カ月におけます4人分の活動費を増額補正するものでございます。

3目老人福祉費につきましては、当初予算におきまして包括センターの公用車1台を計上しておりましたが、中央製作所様から福祉車両1台の寄附がございまして購入不要となったことから、右の説明欄にございます購入費85万5,000円減額するものと、その他手数料等の諸経費を含め計85万2,000円の減額補正をするものでございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険事務経費のうち消耗品費5万円の減額ですが、需用費の精査の結果補正するものでございます。

それから、繰出金377万3,000円を増額補正につきましては、介護保険の医療費等の精査の結果、亘理町介護保険特別会計繰出金として増額補正するものでございます。

長寿社会対策基金費10万円の増額補正ですが、歳入の後ほど説明します震災復興基金繰入金の寄附金の繰り入れとしまして長寿社会対策基金積立金を補正するものでございます。

次に、後期高齢者医療事務経費の負担金43万1,000円を増額ですが、一部負担金免除が昨年9月からことしの3月まで6カ月間延長になったということで、後期高

齢者医療広域連合会の負担金が増額になったということで、今回補正するものでございます。

繰出金の19万3,000円の増額補正につきましては、係る職員の人件費について、今後の分も含め精査したところ、不足が生じることが判明したことから、特別会計のほうへ繰り出しするものでございます。

老人保健事務経費130万5,000円の増額補正につきましては、国県に対する医療費の返還金としまして補正するものでございます。

障害者福祉費の扶助費4,739万円の増額補正については、今回、利用実績に基づく補正でございまして、主な理由といたしましては、自立訓練、機能自立宿泊型訓練、それから補装具の支給、居宅介護（重度訪問介護）、就労継続支援といった各事業におきまして利用者が増加していることによりまして、この説明欄に記載の事業費をそれぞれ補正するものでございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

心身障害者医療費支給経費の扶助費につきましては、説明欄にございますように心身障害者医療費助成事業として、今年度給付実績から620万円を減額補正するものでございまして、扶助費合計4,117万円を増額補正するものでございます。

次に、2項児童福祉費でございます。児童福祉事務経費につきましては、保育ニーズの高まる中、町民が相互に子育てを支え合うファミリーサポートセンターの開設を目指して準備に着手するための必要な経費として、今回補正予算に上程させていただくものでございます。具体的には、待機児童の増及び労働条件の多様化によりまして、保育を行う方を一般の方から募り、保育希望者として当人同士で時間、料金等の調整を行った上で保育を実施するものでありまして、このファミリーサポートセンターについては、これらの相互の希望者の募集、それから研修、各保育施設との調整などの業務を行うもので、現在、来年秋に吉田西児童館内に開設する予定で進めております。準備に着手するための必要な経費としまして、臨時職員2名を見込んでおりまして、共済組合負担金4万、臨時職員賃金23万2,000円、事務用品代7万、郵便料、電話料として2万1,000円、あとパソコンリース料として3万、今回増額補正するものでございます。

それから、もう1点につきましては、平成27年4月から施行されます子ども・子育て支援法によりまして、現状では施設によって異なる財政支援措置が認可保育

所、幼稚園、認定こども園等が全て内閣府に一本化されるという予定でありまして、このことに伴いまして幼児教育、保育施設の利用を希望する場合は、保護者において支給認定区分、保育必要量等を記載した支給認定証の交付申請が必要になるとともに、市町村におきましては、この交付事務のほかには教育保育情報等の管理、それから入所判定に向けた利用調整、給付費の請求、支払い等の手続が必要になることから、現在本町が導入しております保育システムでは新制度の対応が不可能なことから、今回新システムの導入費用として委託料に記載の子ども子育て支援システム構築業務委託料としまして925万4,000円、サーバー、クライアント、プリンター等のハードウェアとして備品購入費691万8,000円、合わせて1,617万2,000円を増額補正するものでございます。

補助金の316万8,000円を増額補正につきましては、当初予算におきまして認可外保育施設1,174万8,000円を計上しておりましたが、待機児童、特に低年齢児が増加していることから、家庭保育所フレンド及びちびっこランド亘理園においても、今後低年齢児、ゼロから2歳児ですが、の増加が見込まれることから、補助金の不足額として増額補正するものでございます。

児童虐待防止等経費の共済組合負担金9万5,000円を増額補正については、児童相談員の社会保険料等が今後不足する見込みが判明したことから補正するものでございます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

保育所管理経費48万8,000円を増額補正でございますが、今回、亘理保育所におきましてシロアリが発生し、保育所トイレ、廊下等に広がっていることが確認されたため、シロアリ駆除業務委託料として28万8,000円と建物の破損箇所の修繕料として20万、合計48万8,000円を増額補正するものでございます。

母子福祉対策経費の扶助費として260万円増額補正しておりますが、母子父子家庭医療費の支給実績から、その不足見込み額として補正するものでございます。

3項1目の災害救助費450万円増額補正ですが、災害援護資金貸付金の償還金につきましては、6月補正予算におきまして必要額を追加補正したところでありますが、今回の補正につきましては、上半期の間には4名分、合計550万円の繰上償還がありまして、うち100万円につきましては6月補正予算で計上済みでございますので、今回差し引き450万円を増額補正し、同額について県に対しまして今後償還す

る予定でございます。

次に4款の衛生費に入ります。32ページをお開きいただきたいと思います。

公害対策費で合併処理浄化槽整備事業費の単独処理浄化槽撤去事業補助金18万円の増額補正ですが、今回、事業費の精査によりまして増額補正するものでございます。

復興事業費の低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業補助金1,471万5,000円の増額補正でございます。合併処理浄化槽の設置に伴う津波被災者を対象に、低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業補助金を交付しておりますが、今回、当初予算において20基分の予算を計上しておりましたが、大幅に不足する見込みとなったことから、東日本大震災復興交付金の復興庁との協議によりまして、事業費の増額が認められたことから、今回68基分の増額分として1,471万5,000円を増額補正するものでございます。

5款1項2目勤労青少年ホーム管理費26万9,000円の増額補正でございますが、勤労青少年ホームのブラインドについては、震災当時上がったままの状態であったことや、もともと老朽化が激しく、災害復旧事業の補助対象にはならなかったということで、今回新たにブラインド設置の工事の請負工事費としまして26万9,000円補正するものでございます。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項13目復興事業費131万3,000円増額補正でございますが、これにつきましては、農業用機械施設整備事業費の委託料としまして、平成26年度に整備を計画しておりますミニライスセンター3カ所の実施設計業務委託料として補正するものでございます。

7款商工費につきましては、次の36ページをお開きいただきたいと思います。

商工振興事務経費として補償金18万円の増額補正ですが、これにつきましては、中小企業振興資金を借り入れしておりました企業が自力返済できなくなったことから、今回、責任共有制度によりまして信用保証協会と町が代位弁償するための費用ということで18万円増額補正するものでございます。

3目観光費の観光施設管理経費の修繕料38万7,000円の増額補正ですが、これにつきましては、本町で現在設置しております4カ所あります観光案内看板、これにつきましては吉田浜の設置分、いわゆる亘理山元町境付近の県道相馬亘理線脇の観

光案内看板ですが、津波によりまして被災し、使用できない状況となっていることから、今回、看板全体の修繕を行うために増額補正するものでございます。

それから、観光振興経費の繰出金として8億6,730万円の増額補正でございます。これにつきましては、わたり温泉島の海建設の際に借り入れた地方債の残額を一括で繰上償還するための費用として、わたり温泉島の海特別会計繰出金として計上するものでございます。わたり温泉島の海につきましては、平成26年度中の営業再開に向け、今運営方法等について検討しているところでございますが、いずれの方法を検討するにしましても、建設の際に借り入れしました地方債の元金、利子等の償還が現在重い負担となっております。わたり温泉の再開につきましては、今後の荒浜地区の復興に大きく寄与することと、それとあわせて今後の利子が、計算しますと1億1,000万程度ということで、その軽減も見込まれることから、今回繰出金として補正するものでございます。

それから、地域活性化イベント事業経費につきましては、現在まで復興まちづくり課への職員派遣の協力をいただいております愛知県岡崎市からの要望もありまして、今年度、来年の3月開催予定であります「伊達なわたりまるごとフェア」に岡崎市の葵武将隊を呼ぶ予定でございます。そのための旅費5名分としまして25万1,000円と、年明けの来年1月11日から12日にかけて全国町村会主催の東京都の千代田区丸の内東京国際フォーラムで開催予定であります、「町イチ！村イチ！2014」に参加するための経費として旅費2名分7万2,000円及び本町特産物PRのためのイチゴワイン、イチゴジェラート等の材料代として12万8,000円を増額補正するものでございます。今申し上げました旅費合計としまして、これを報償費と組み替えるものでございまして、報償費25万1,000円を減額補正し、旅費、この2つを合わせた32万3,000円を増額補正するものでございます。

4目の企業誘致対策経費1,074万4,000円の増額補正につきましては、舞台アグリノベーション株式会社の亘理中央工業団地への企業進出に伴う上水道の配水管布設工事費として、亘理町工業用地等造成事業特別会計繰出金として増額補正を行うものでございます。

8款土木費につきましては、38ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、道路橋梁事務経費につきましては、町内亘理町裏城戸の私道整備に係る私道整備補助金としまして33万円を増額補正するものでございます。

それから、道路維持経費の工事請負費500万円の増額補正ですが、これにつきましては、被災地域の流失した側溝ぶたの設置工事として、今回増額補正するものがございます。橋梁新設改良費の事業費精査を行いまして、500万減額補正し、今の工事費のほうに予算組み替えを行うものがございます。

改良事業費につきましては、工事請負費といたしまして長瀬小学校西の南北の町道であります町道長瀬浜開墾場線、延長160メートル分の工事請負費として400万円、それから、下茨田地区の災害公営住宅北側道路の町道下茨田2号線の延長22.2メートル分の工事請負費として420万円、合計820万円を増額補正するものと、下茨田2号線の施工に伴いまして必要な用地費として14万増額補正し、合計834万円を増額補正するものがございます。

続いて、河川事務経費につきましては報償費7万5,000円の増額補正ですが、これについては桜づつみ検討委員会の報償費に不足が生じたことから今回補正するものがございます。

下段になりますが、都市計画費の公共下水道費2,029万の減額補正ですが、今回、受益者負担金の増、それから下水道事業費の精査の結果、特別会計繰出金を減額補正するものがございます。

次に、40ページをお開きいただきたいと思います。

説明欄の上段でございますように、亘理町公共下水道事業特別会計への繰出金2,029万の減額ですが、亘理町公共下水道事業特別会計の差異における受益者負担金の増に伴うものと事業費の精査により減額となるものです。

4目公園管理費としまして工事請負費610万円、これの増額補正につきましては、国土交通省が現在施工しております阿武隈川の河川堤防の復旧工事におきまして、高須賀の桜づつみ公園の一部まで堤防が拡張されることに伴いまして、公園支障物の撤去を工事費として補正するものがございます。

6目復興事業費におきましては、学校就学環境整備事業費として荒浜小学校プールの災害復旧に当たり、児童の安全性や利便性等を考慮し、小学校に隣接いたします西側の土地にプールを整備するために用地測量業務委託料としまして100万円増額補正するものと、用地購入費といたしまして公有財産購入費940万円増額補正し、合計1,040万円補正するものがございます。

下段の9款1項3目で消防施設整備事業費29万3,000円の増額補正ですが、これ

につきましては、県道の荒浜港今泉線改良工事の歩道拡幅に伴いまして、逢隈の蕨区内玉田自動車さんの敷地内の西側にあります打ち込み消火栓が支障となることから、移設に係る工事費として今回補正するものでございます。この経費につきましては、全額県のほうから補償費として補償される予定でございます。

10款教育費につきましては、46ページをお開きいただきたいと思います。

保健体育施設費として、右の説明欄にございますが、荒浜体育館経費、修繕料31万3,000円の増額補正ですが、荒浜体育館につきましては、建築後既に30年以上経過しておりまして、この中のバスケットゴール等の付随備品も建設当初からのものであるために、建物同様老朽化が著しい状態でありまして、今回バスケットゴールが傾いているということから点検を行った際に、内部のギアとシャフトがさびておりまして非常に危険な状態ということが判明しましたために、早急に修繕を実施するものでございます。

それから、亘理運動場等管理経費として運動場照明灯の増設費用として79万円、それから、備品購入費といたしまして、現在、運動場にベンチ等がないこと、それから雨、雪、日差しを避けるためのシェルター、ベンチの購入費としまして104万9,000円、合わせて183万9,000円を増額補正するものでございます。

12款の公債費の地方債元金1,120万の減額補正ですが、6月補正予算におきまして計上しました繰上償還に係る特定被災地方公共団体借換債1,120万について、借りかえを行わずに繰上償還を一般財源で対応したことから、今回減額補正するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開きいただきたいと思います。

8款地方特例交付金につきましては、説明欄にございますように減収補てん特例交付金389万4,000円を増額補正するものでございます。

9款地方交付税につきましては、東日本大震災に係る災害復旧事業及び震災復興交付金事業の町負担に充てるために震災復興特別交付税2,457万3,000円を増額補正するものです。

13款国庫支出金の1項1目民生費国庫負担金につきましては、社会福祉費負担金として、先ほど歳出でご説明申し上げました障害者福祉費の増額に係る自立支援医療給付費負担金としまして255万円、障害福祉サービス費等負担金として2,095万

7,000円の合計2,350万7,000円、教育施設災害復旧費負担金として平成24年度に完了いたしました逢隈中学校と吉田中学校の災害復旧工事負担金として1,478万2,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

2項国庫補助金1目民生費の国庫補助金につきましては、社会福祉補助金として障害者地域生活支援事業補助金17万9,000円の増額補正と衛生費の国庫補助金につきましては、保健衛生費補助金として合併処理浄化槽設置整備事業補助金として186万円減額補正するものと、東日本大震災の復興交付金に関連しまして、低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業交付金2,763万4,000円と、次の12ページの説明欄の右上になりますが、水産業共同利用施設復興整備事業交付金といたしまして漁具倉庫分として1億5,483万円と、水産加工流通施設分としまして10億1,062万5,000円の合計11億6,545万5,000円を増額補正するものでございます。

県支出金につきましては、国庫支出金と同様、歳出における事業費の増に伴う補正が主なものでございます。

14款の県支出金の民生費県支出金1,175万1,000円につきましては、先ほど説明いたしました民生費国庫負担金の県支出分の負担金として1,175万1,000円を増額補正するものでございます。

それから、2項の県補助金、総務費県補助金43万2,000円ですが、説明欄にございますように被災地域交流拠点施設整備事業補助金として43万2,000円を増額補正するものでございます。

民生費の県補助金につきましては、説明欄に記載の心身障害者医療費助成補助金として310万円減額補正するものと、障害者地域生活支援事業費補助金として8万9,000円増額補正するもので、合計301万1,000円減額補正するものです。

児童福祉費補助金としまして、母子父子家庭医療費補助金130万円、子ども子育て支援制度に係るシステム構築等事業補助金350万増額補正し、合計480万増額補正するものです。

農林水産業費の県の補助金としまして、復興交付金事業として実施しております農業用機械施設整備事業に対する被災地域農業復興総合支援事業交付金、これはミニライスセンター、それから農業機械の導入事業ですが、1億9,965万3,000円増額補正するものでございます。

労働費の補助金としまして、歳出で説明いたしましたファミリーサポートセンタ

一開設準備事業の財源として、緊急雇用創出事業交付金39万3,000円を増額補正するものでございます。

15款2項1目不動産売払収入につきましては、先ほど歳出で説明いたしました8款公園管理経費の阿武隈川河川堤防復旧工事におきまして、桜つつみ公園の一部まで拡幅されるということから、用地費といたしまして土地の売払収入1,400万増額補正するものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

まず寄附金といたしまして、右の説明欄に記載しておりますが、全国の方々より災害復旧・復興のための寄附、それから、ふるさと納税として合計28件、総額244万6,000円の貴重な寄附金をいただきました。この場をおかりいたしまして、この温かいご厚意に対しまして厚く御礼申し上げます。

それから、17款繰入金につきましては、これも歳出でご説明いたしました、今回の補正予算の調整財源として財政調整基金繰入金6億7,594万5,000円を増額補正するものと、震災復興基金繰入金といたしまして農業用機械施設整備事業98万4,000円、寄附金の繰入金として亘理運動場照明灯整備事業79万、長寿社会対策基金積立10万円の計89万円、合計187万4,000円増額補正するものでございます。

東日本大震災復興交付金基金繰入金で、基幹事業としまして低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業838万3,000円と、効果促進事業としまして学校就学環境整備事業832万円の合計1,670万3,000円を増額補正するものでございます。

19款諸収入、貸付金元利収入につきましては、災害援護資金貸付金の元金収入として450万増額補正するものでございます。

雑入につきましては、先ほど歳出でお話ししました県道荒浜港今泉線の改良工事に伴います打ち込み消火栓の移設工事に係る県からの補償費として29万3,000円と、次の16ページをお開きいただきたいと思います。亘理名取共立衛生処理組合において、震災によりまして名取クリーンセンター、亘理清掃センター、浄化センターが被災したことによりまして、国の災害廃棄物処理施設復旧補助金を活用し、復旧事業を実施してまいりましたが、この補助金の補助裏分につきましては、震災復興特別交付税が措置されることから、23年度に構成しております市町団体が負担率に応じまして震災復興特別交付税分の負担金を処理組合に支払い、23年度末に震災復興特別交付税の交付を受けております。今回補正予算に計上しましたこの1億

4,080万7,000円の増額補正でございますが、災害復旧工事が24年度で完了したために事業費の精算を行った結果、返還金が生じたことから、今回雑入で受けるものがございます。

都市建設雑入につきましては、住宅防火施設整備助成金53万5,000円と、桜づつみ公園の物件補償金3,360万、合わせて3,413万5,000円を増額補正するものがございます。

商工観光雑入については、歳出でご説明しました「町イチ！村イチ！2014」の参加助成金として、主催者であります全国町村会から20万円助成金が入る予定でございますので、これの増額補正をするものがございます。

町債については、この後、地方債の変更でも説明しますが、臨時財政対策債の借り入れの確定に伴いまして4,600万減額補正するものと、6月補正で計上しました繰上償還に係る町道新設改良事業債1,120万について、借りかえを行わずに繰上償還、一般財源で対応したことから、限度額を減額するものがございます。

最後に5ページにお戻りいただきまして、債務負担行為の追加、それから地方債の変更について説明いたします。

第2表債務負担行為の追加でございます。

ここに記載の6事業におきましては、それぞれの事業におけます平成26年度以降の債務負担行為の限度額を設定するものがございます。

最初に、亘理町総合発展計画等策定支援業務委託料、期間が平成26年度から27年度までで、限度額が2,100万円。それから、L G W A N 関連機器更新業務委託料として平成26年度で、限度額が182万8,000円。それから、逢隈児童館管理運営業務委託料ということで、午前中に可決いただきました指定管理者の逢隈児童館、これの委託料としまして平成26年度から28年度までで1億1,238万3,000円。それから、荒浜中学校プール災害復旧工事が平成26年度で4,420万円。逢隈中学校プール災害復旧工事、これが平成26年度で2,080万円。学校給食センター調理等業務委託料、これが平成26年度で5,540万4,000円の限度額を設定しております。

続いて、第3表の地方債の変更でございます。

歳入で先ほどご説明したように、臨時財政対策債の借入金の確定に伴いまして、限度額を6億400万円から5億5,800万円に減額するものと、6月補正予算で先ほども説明しましたが、繰上償還に係る町道新設改良事業債1,120万円、これについて

借りかえを行わずに繰上償還、一般財源で対応したことから、限度額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 19ページ、2款1項1目19節集会所の補助金ですけれども、港町集会所ですね。これは、震災前はどこにあって、今度どこに新築するのかです。

あともう1点、29ページ、3款2項1目13節子ども子育て支援システム構築業務委託でありますけれども、2015年4月から始まる新しい保育制度に向けての今後の主なスケジュール、わかれば述べてください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まず1点目の港町区の集会所でございますけれども、以前ありました旧荒浜保育所の北側の一角にあったわけでございますけれども、同じ場所に新築する計画でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 29ページの子ども子育て支援システム関係での新しい子ども・子育て支援法に伴う事業計画の関係でご説明させていただきます。

このシステムにつきましては、本年度中に着手をさせていただくのですが、実質的には繰越事業になるのかなと思っております。内容的には、今年度中に着手をしないと、まず、歳入で申し上げた350万の補助がいただけないという理由が一つと、あと内容的に、国のほうで新たな制度の中での施設型の給付費の中で、幼稚園等に対する給付費の関係なども明確にされておられません、今のところ。それらに合わせてシステムを構築していくようになるので、時間的には次年度に繰り越すということで、内容的にですが、一応9月ごろに認定等の業務を行う必要が出てきますので、新年度の入所の受け付けが始まりますので、その関係まで構築をして、あとテスト稼働で進めていくということで、27年4月からは本稼働と。それと合わせまして子ども子育ての支援事業計画でございますが、こちらにつきましても県のほうから示されているスケジュールにおきましては、次年度の9月ごろまでには大方サービス料、それから必要度、それとあと方策的なこともある程度県のほうに報告しなければなりません。それに基づいて県のほうでも計画を策定するというので、

大方、ちょっと概要的なことになるのですが、その取りまとめを9月ごろまでにはする必要があると。それで、翌々年度の27年の3月までには事業を計画して、4月から執行するということになります。その中で、県のほうでもいろいろ計画を立てるわけなんです、市町村の立場的には、大変その厳しいスケジュールだという認識を持っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目です。33ページ、4款1項7目低炭素対応型浄化槽等集中導入事業でありますけれども、合併浄化槽を下水道の普及していないところに集中的に導入するという事業であります。それでお伺いしたいのは、今、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅のところ、下水道が普及していないところはどこですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 防災集団移転事業の団地の中で下水道のほうの整備が進んでいないところは、舟入北団地になります。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけお願いします。41ページです。8款4項4目桜つつみ公園ですけれども、障害物を撤去すると、桜つつみ公園にも堤防が食い込むという説明がありましたけれども、そうすると桜つつみ公園そのものは、今後とも利用可能になるのかどうか、その点をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 今回の桜つつみ公園ですけれども、まず買収の面積が4,230平米でございます。その中に、駐車場もありますしトイレもございます。そうしますと、駐車場が狭くなるのでどこかにやはり設けなければならない。また、トイレの場所もそうでございます。あとまた桜本体が34本ございます。34本が伐採の対象となる、または移植の対象となる。先般、桜つつみの検討委員会、第1回目を開いたわけございまして、そのうちに移植可能なのが約6本ほどございます。その6本を移植する場所、どの辺がいいかということで検討しました。その結果、やはりあずまや周辺が、その辺が桜の木が大分あるものですから、その辺に移植可能なもの、木の形がいいもの、そしてまた勢いがあるもの、そういうものを移植したいと考えています。それで、この桜つつみ公園の機能ということとなるわけございま

すが、まずトイレの場所とか駐車場、その辺もどこかに設けなければならないという
ことで、全体的な見直しが必要かと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 31ページの保育所管理経費の中のシロアリ駆除業務委託料ですけれども、このシロアリ駆除は、土なのか木なのか、床下か床上か、子供たちが手の触れるような場所には塗ってないと思うんですが、その辺のところをお願いしたいということと、33ページの4節勤労青少年ホーム管理経費。先ほどブラインドの設置工事で26万9,000円ということでしたけれども、ここの雨どいは、ちょっと私も行ってなかったんで、この雨どいも穴があいていたと思ったんですけれども、ここは整備したのかどうか、それをお聞きします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） シロアリの関係でございますが、こちらにつきましては互理保育所の3歳児の保育室の棚の陰の壁がシロアリ被害を受けています。それで、直接的には、前のほうに棚がございますので問題はないかと思いますが、早急に対策したいということで今回補正をさせていただきます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 勤労青少年ホームの雨どいということでございますけれども、これにつきましては、電気料、それから光熱水費の節約をもって、その執行残を使って今年中に修繕をかける予定でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、先ほどの互理保育所です。これはまず、今の子供たちはアレルギーをよく起こすという子供がおりますので、よくそのところは気をつけながらやっていただきたい、このシロアリ対策というのをですね。

それから、雨どいは、あれは鉄でできていましたので、さわっただけでもボロボロ落ちるんですね。ですから、相当ひどい壊れ方だなと思って見ておりました。早急に整備していただきたいと。

それからもう1点、39ページの5目橋梁新設改良費なんですけど、500万の減額がございます。新設どこかしやうとしたところを、これを取りやめたために委託料が減になったのかどうか、それとちょっとお願いします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） アレルギー関係につきましては、その薬剤関係等十分注意してや
っていきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） まず500万の減でございますが、これは、橋梁の設計です。
場所につきましては、鷺屋の神宮寺高屋線、鷺屋の十字路、そこと、あともう少し
西側に行くと榎袋の橋、小水路にかかる橋ですけれども、その精査をした結果、
不用額が生じたと、このような形で減額をするものでございます。以上でございま
す。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。8番鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 21ページの復興交付金積立金、水産共同施設ですか。約12億ぐらい
ありますけど、ここの内容については、積み立てるけれども事業の年度と、あとど
のような形に、荷捌きだと思うけど、その辺の規模とかを説明していただければと
思います。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まずこの事業につきましては、第7回の復興交付金でエン
トリーしまして、満額もらったという事業でございまして、事業内容につきましては
は、まず一つは、漁具倉庫につきましては、今、船の関係の人たちの倉庫がないと
いうことで、荒浜築港線の北側の周辺に防集事業で買い取った土地にその漁具倉庫
を建てていきたいと。これも来年度の予算に計上しまして、計画そして年度内に発
注したいと考えております。

また、次の水産業共同利用施設復興整備事業でございまして、これは、荒浜にあ
りました水産加工業の人たちが、被災した方々の総合計金額が幾らかというものを
割り出して、それを一堂に復興交付金に充てまして、できればその区域、荒浜の水
産場の中に水産加工施設をやっていきたいという業者をエントリーさせていきたい
という事業でございまして。この事業は、あくまでも8分の7が復興交付金、あと8
分の1がエントリーした業者が払うような形で事業再開していくというような事業
でございまして。いろいろとこれにつきましては、仕様書等をつくって、そしてうち
のほうの仕様書のもとにおいて業者のほうから入居者を募ります。多くなった場合
につきましては、その業者が適正か否か判断するような委員会を設けて設置してい
きたいと考えております。この事業も同じように、来年度からの事業でございまし

て、いろいろと調整や設計等を挟んで、遅くとも来年の後半あたりに建設できればいいのかなと思っている事業でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 21ページの4節広報経費、その中で広報掲示板の移設撤去工事があるわけでございますけれども、伺いたいのは、震災で耐えた掲示板、修理が必要ないところがあるわけですね。その辺の考えはどうなのかということと、あとまた41ページ、先ほどの4節の公園管理費、桜つつみの件でございますけれども、課長の回答では、全体的な見直しが必要というふうな回答でございます。あそこの桜は公園整備ということで、桜の木を植えたわけでございますけれども、生育、育成が芳しくない桜が多いわけです。そしてまた、人々が集えるような公園になっていないような状況かなとうかがうわけでございますけれども、今後その全体的な見直しの中で、人々が集えるような、そして桜つつみというふうな感じで散策やら花見やらというふうなことも含めた考え方、その辺についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最初に広報掲示板の移設の考え方なんですけれども、先ほど説明で申し上げましたように、24年度、各行政区にアンケートをとった結果、移設を移管、いわゆる行政区へ管理移管を希望しない場合については、町のほうで撤去します。それから、再利用が可能なものについては希望の区へ設置します。それから、移転希望する場合は、町で移設して、その後行政区へ移管します。あと軽微な修繕については町で修繕を委託するということで、集計しますと、まず撤去するものについては合計で20件ありました。あと移設希望が25件、修繕が11件ということで、これらのアンケート結果をもとに今後、行政区と調整しながら希望しない分については撤去等を含めて調整することで行政区のほうと調整しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 桜つつみの見直しということでございます。確かに桜の木を植えてから、平成14年に完成ですから、もう10年以上なるわけでございます。桜の木が細いという、育たないということも、土質のこともあるわけでございます。だから、これからその木をどうするか。費用の点も当然でございます。そしてまた全体的な地形の問題もございます。その辺もこれから全体的に、財源もそうですけれど

も、その辺も踏まえて検討してみたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第149号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第149号 平成25年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第150号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第22、議案第150号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第150号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思えます。

平成25年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,813万5,000円とするものでございます。

初めに歳出からご説明申し上げますので、12、13ページをお開きいただきたいと思えます。

総務費人件費につきましては、一般会計でご説明したとおり人件費の精査でございます。

13節委託料でございますが、特定継続世帯の新設の伴いまして、調整交付金システムを改修する必要が生じたものですから、33万6,000円を追加するものでございます。

1款2項1目の賦課徴収費で49万5,000円増額するものでございますが、26年度からコンビニ収納を始めるということで、準備のために納付書の用紙を印刷するものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費で1億8,400万を増額するわけでございますが、今年度当初、東日本大震災の影響があるということで、24年度の医療費の比較ではなく、平成22年度の医療費を年3%増ということで3カ年で9%増と見込んでおったところでございますが、その見込みより医療費が大きかったということで、今後支払いに不足が生ずることから、1億8,400万ほど増額の補正をさせていただくものでございます。

同じく3目一般被保険者療養費でございますが、これにつきましては、脳、心臓疾患などの後遺症によってマッサージやはり等の治療費が伸びてございます。その伸びを見込みまして467万ほど今回増額をさせていただいたところでございます。

14、15ページでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金等201万1,000円減額から6款1項1目介護納付金104万1,000円の減額でございますが、これらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金に納入するための額ということで、そちらから指示がございまして、確定したものを今回減額なり増額の補正をとらせていただいたものでございます。

続きまして、16、17ページでございます。

償還金でございますが、これにつきましては、東日本大震災に係る一部負担金免除で、平成23年度分の特別調整交付金をいただいておりますが、それが精算されまして890万ほど多く町のほうに支出してあるということで、890万を返還していただきたいという指示がございました。それから、平成24年度分の療養納付金の負担金でございますが、これにつきましては7,084万9,000円ほど多目の給付をしたということで、その分についても返還金が生じたということで、この2つを合わせて返還するために増額補正するものでございます。

続きまして歳入のほうのご説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開き
いただきたいと思います。

3款1項2目療養給付費等負担金から9款1項1目一般会計繰入金につきましては、
歳出に伴うそれぞれの国からの納付金なり交付金に見合う分を補正させていただ
くものと、財政調整基金として見込まれる分を載せておるものでございます。

最後に一番下、9款2項1目財政調整基金繰入金1億7,618万5,000円をこのたび
繰り入れるわけですが、一般療養費等歳出に伸びが見られるということで、その財
源として基金から繰り入れるものでございまして、今回この予定額を全て繰り入
れるとなると、この補正後の基金残高につきましては、4億1,598万4,000
円となる見込みでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第150号 平成25年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第150号 平成25年度亘理町国
民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第151号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計
補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第23、議案第151号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会
計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、お手元の補正予算書をごらんいただきたいと思えます。

補正予算書 1 ページをお開きいただきます。

平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億4,749万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,352万9,000円とする。

第2条 地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

なお、今回の補正につきましては、震災に伴いますところの災害復旧費が主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、13ページ、14ページをお開きいただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費1,068万9,000円の補正でございますが、主なものは消費税の確定に伴います納税分と下水道使用料の徴収事務の委託料でございます。

2 款 1 項 1 目社会資本整備事業費8,640万円の減額補正でございますが、工事請負費について、当初要望より国からの内示額が減額となつての減でございます、また、委託料につきましては、荒浜危険区域内の雨水、汚水の計画変更に伴います業務委託料でございます、相殺しての減額でございます。

4 目復興事業費2,900万円の減額補正でございますが、亘理上浜街道地区におきますところの下水道工事を災害復旧費に組み替えするための減額でございます。

2 款 2 項 1 目流域下水道事業費120万5,000円の補正でございますが、阿武隈川下流流域下水道建設の負担金でございます。

続きまして 3 款 1 項公債費の946万2,000円の減額補正でございますが、繰上償還に伴います影響によりまして、元金、利子を相殺しましての減額というふうなことでございます。

続きまして、5 款 1 項 1 目下水道施設災害復旧費 3 億6,046万6,000円の補正につきましては、13委託料4,071万円は、亘理第三処理分区荒浜地区におきます災害復

旧に伴います実施設計の委託料等でございます。

また、15節工事請負費 3 億1,975万6,000円につきましては、同じく互理第三処理分区荒浜地区におきます下水管の撤去等災害復旧工事及び上浜街道団地の下水道整備の工事費等でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、9 ページ、10 ページをお開きいただきます。

1 款 1 項 1 目下水道負担金2,804万6,000円の補正でございますが、受益者負担金の臨時賦課分の増に伴います増額でございます。これにつきましては、逢隈田沢の東北セキスイハイムさんの工場敷地並びに駐車場がございますけれども、その分に係ります受益者負担金でございます。

3 款 1 項 1 目下水道事業費交付金4,470万円の減額補正でございますが、社会資本整備総合交付金の減によるものでございます。

3 款 2 項 1 目災害復旧費補助金 3 億2,694万2,000円の補正でございますが、公共下水道施設災害復旧費の補助金でございまして、以前に災害査定を受けまして荒浜地区において保留扱いにしておった分につきまして、今回、その保留分を解除したことによりましての補助金でございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金2,029万円の減額補正でございますが、これは一般会計からの繰り入れの減額でございます。

7 款 1 項町債費4,250万円の減額補正でございますが、公共下水道事業債及び災害復旧復興事業債の減額によるものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、4 ページをお開きいただきます。

第 2 表地方債補正、変更でございます。

公共下水道事業債を4,250万円減額いたしまして、限度額を 5 億660万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 14ページ、2款1項1目15節です。先ほど説明ありましたけれど

も、8,940万の減というふうになって、内示の変更によって減少したというふうに説明されましたけれども、主な工事場所のどこが減少したのでしょうか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 主な代表的なものでよろしいでしょうか。

亘理第二の2というふうなことでございまして、逢隈駅周辺の汚水の枝線工事につきまして予定したおったわけですが、それにつきまして内示額が減額になりましたのでその分と、あと組み替えによりまして浜吉田駅周辺の汚水の枝線につきまして、組み替えいたしまして交付金のほうで取り組んだというふうなことでございまして、それら3本等につきまして繰り延べといたしますか、繰り延べと組み替えといたしますか、そのようなことでの減額でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第151号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第151号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第152号 平成25年度亘理町介護保険特別会計補正
予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第24、議案第152号 平成25年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第152号 平成25年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書のほうをごらん願いたいと思います。

平成25年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,370万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,041万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので12ページ、13ページをお開き願います。

まず、1款1項1目一般管理費28万3,000円の増でございますが、人件費の精査による減額と第6期介護保険事業計画策定に向けニーズ調査を行うべく委託料109万6,000円の増額補正を行うものでございます。このニーズ調査につきましては、国で示している調査票を活用しまして、高齢者の生活実態や必要なサービス量等を明らかにするようにデータを分析し、施策に反映するものでございます。

次に3項1目認定調査等費につきましては、認定申請者数の増加によりまして、その調査の旅費5万円と役務費、主治医意見書作成料200万円を増額補正するものでございます。

2款1項保険給付費2,087万6,000円の増額補正につきましては、今年度の各項のサービス給付状況を精査しまして、それぞれ増額、減額補正をするものです。

まず、1目の居宅介護サービス給付費5,392万円の増額につきましては、通所介護、デイサービス関係でございます。それから、訪問介護、訪問看護などの給付費の増が要因となりまして増額するものでございます。

2目施設介護サービス給付費につきましては、主に介護老人保健施設の利用者の減によりまして4,579万円を減額補正するものでございます。

3目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者数の増加によりまして1,274万6,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目介護予防サービス給付費につきましては、主に介護予防特定施設入所者生活介護サービス、有料老人ホーム等での食事、入浴などのサービスに係る経費でございますけれども、その利用者がふえる見込みでありまして、それに合わ

せまして各サービスにおいてもこれまでの実績から算定いたしまして下回るという状況もありますので、これらを相殺しまして155万円の減額補正を行うものでございます。

6項1目特定入所者介護サービス費、居住費、食費等の軽減の関係でございますけれども、これもこれまでの25年度の実績を精査したところ、当初見込みよりも下回る見込みであるということから800万円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページのほうにお戻り願います。

3款1項1目介護給付費負担金455万5,000円の増。それから、その下の2項1目調整交付金56万6,000円の増。4款1項1目介護給付費交付金328万4,000円の増及び5款1項1目介護給付費負担金87万4,000円の減。さらには、次のページの8款1項1目介護給付費繰入金141万5,000円の増につきましては、いずれも歳出における2款保険給付費の各サービス給付費等の増減によりまして、それぞれの負担割合で補正するものでございます。

それでは、10ページのほうの8款1項4目の事務費繰入金の補正でございますが、歳出におきます1款総務費、補正額233万3,000円と2款3項2目介護給付費請求事務委託料、補正額2万2,000円を合わせました235万5,000円を増額補正するものでございます。

最後に、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳出に対して不足する収入分の財源として238万7,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 13ページ、1款1項1目13節です。高齢者日常生活圏域ニーズ調査業務委託でありますけれども、このニーズ調査はいつ行うのかがまず第1点目。

第2点目は、この調査は、2015年4月から始まる第6期介護保険事業計画策定の一環として調査するわけではありますが、第6期の介護保険計画を策定する主なスケジュールを、もしよければ教えてください。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 1点目のニーズ調査のスケジュールでございますが、内容的に説

明申し上げますと、一応調査対象は65歳以上の高齢者8,500名のうちの1割で850名対象に調査を行う予定にしています。

それで、1月中旬から2月まで調査票を送付いたしまして、2月上旬に回収を締め切るということで、その回収をもとに3月31日まで分析、調査して報告書を出してもらうという予定にしております。

それで、第6期の介護保険事業計画のスケジュールでございますが、まだ具体的にいついつ委員会を開くとかまではいってないのですが、これの調査をもとにするのと23年度、24年度、25年度の実績、それから26年度に入ってから若干の月数の実績などを踏まえて、より直近の中でできるだけ第6期の計画を進めていきたいというふうに思っておりますが、例年ですと介護保険運営委員会の会議を3回ぐらい開いておりますが、今回につきましても3回ないし4回ほどの会議を開いて、計画策定に向けて取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第152号 平成25年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第152号 平成25年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第153号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第25、議案第153号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） それでは、議案第153号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。

平成25年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,399万円とするものでございます。

今回の増額補正につきましては、今後のわたり温泉島の海の運営方法等を検討している中で、重い負担となっている地方債の残高を一括繰上償還するものでございます。

それでは、その内容についてご説明申し上げます。

初めに歳入のほうからご説明申し上げます。

繰入金9億1,130万円の増額でございますけれども、9款1項1目基金繰入金4,400万円の増額補正でございますが、わたり温泉島の海運営基金からの繰り入れでございます。

同じく2項1目一般会計繰入金8億6,730万円の増額補正ですが、一般会計からの繰入金となっております。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

3款1項1目元金9億1,130万円の増額補正でございますが、歳入で申し上げました鳥の海温泉の基金からの繰入金と一般会計からの繰入金、合わせまして9億1,130万円を一括償還するものでございます。この一括繰上償還によりまして、将来的には約1億1,000万程度の負担軽減が見込まれております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 8ページ、3款2項1目です。これまで一般会計から幾ら繰り入れ

たのですか。そして、一般会計に戻したのですか。要するに返したのですか。それをお願いいたします。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 一般会計からの繰入金でございますけれども、平成24年度に8,938万円を繰り入れしております。その中で基金の元金が7,000万円、利息が1,892万9,586円の総額で8,892万9,586円を償還しております。

16番（鞠子幸則君） 一般会計に戻したのか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 一般会計には戻し入れはしておりません。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回は、説明ありましたけれども、一般会計、財政調整基金から約8億6,000万繰り入れるわけでありましてけれども、財政調整基金、平成24年度は約48億の残高があります。この48億円には、震災復興特別交付税に絡む基金もあるはずなんです。それはどのくらいなのか。あともう一つ、財政サイドからすると、一般会計に戻す必要があるのかどうなのか、その点を述べてください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今質問のありました財政調整基金でございますが、今回の12月補正後、いわゆる今説明ありました繰上償還を含みましての残高につきましては36億9,543万9,000円ほどになります。これも今のところ本当の試算でございますが、そのうち約15億円程度が震災復興特別税などのいわゆる余剰交付分ということで考えておまして、将来的にはこの約15億円ほどが国等へ返還を考慮しますと、差し引き約22億円程度が今現在の純粋な財政調整基金の残高であると考えております。

2点目のご質問のわたり温泉島の海特別会計から一般会計の繰り出し、いわゆる将来的に戻し入れするかの問題ですが、これにつきましては、今後もそうなんですけれども、町外の方々、いわゆる観光面でわたり温泉島の海を利用あるいは入浴される方、そしてまた今後、いわゆる亙理町民の方々に特に被災を受けた方々だと思っておりますが、一日も早い入浴等の癒しの場の復活を待ち望んでいるということをいろいろな方からお聞きしますと、観光面でもそうですが、町民の方々の福祉の観点か

らも必要であるということを考えますと、今現在、早期に回答は出ませんが、今後の運営状況を勘案しながら一般会計へ繰り出し等について検討していきたいということ考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今後のことですけれども、わたり温泉島の海の経営方針、経営計画、経営形態について、いつまで決まるのかがまず1点です。

もう一つは、この前、全員協議会で当面の経営形態としては直営で日帰り入浴だというふうに説明されましたけれども、これはあくまでも全員協議会での話でありますけれども、それについて町民の皆さんにどういうふうに周知徹底するのか、新聞報道もありますからね、その点、2点お願いします。

議長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） この点について私のほうからお答えしたいと思います。

わたり温泉島の海の今後の方向性ということだと思います。

現在、確かに起債した金額が非常に重荷になって、今後どうしようということでも今までも時間かけてきたわけですけれども、なかなか結論が出なかったというのが本当のところでございますが。ここに来まして、一つの方向として、まずもって先ほど企画財政課長も言いましたように、目標としては平成26年度の早い時期に再開したいと。その場合は、温泉の利用、いわゆる施設としては大きく分けて入浴と宿泊とレストランと、そのほか休憩、食事するところということになろうかと思っておりますけれども、当面はやっぱり収支のリスクをまず避けるということで、温泉の利用、日帰り温泉、これに集中していこうと。その入り込み数あるいは収支、あるいはまた、これから工事が本格化するわけですけれども外の環境、それから中の安全性、内外の安全性、これらを踏まえて風呂以外のところの経営形態、いわゆる運営形態を決めていくというのが、現在のところの考え方でございます。現在そういう方向でいこうということでございます。

それから、その面での町民の方々に対する周知ということですけど、実は時期の面では、先ほど来言っていますように、内外とも安全性の確保というのが一番になってきますから、この辺も十分に、もう少し時間をいただいて検討して、再開の時期、これを決定させていただきたいと思っております。決定した暁には、広報はもちろんのこと、全てのジャンルを使ってPRしていきたいと思っておりますし、町民はもとよ

り、これはもう全国に発信していきたいと思います。特に申し上げたいのは、今回被災した中で、このように建物が残って、営業を再開する町直営の施設というのはどこも恐らくないはずでございます。これはですから、万全を期して再開すれば、必ずや、これは相当の反響を呼ぶはずでございますし、言うまでもなく温泉の質は、これはもう全国レベルでも相当高いと思います。少なくともこの辺では、あの温泉の質にはかなわないということで、まずもって温泉でもって勝負をしていきたいなということです。この成果を高めることによって、わたり温泉鳥の海の経営を切り開いていきたいというのが現在の基本的な考え方です。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第153号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第153号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第154号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第26、議案第154号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第154号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,019万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費でございまして、一般会計と同様に職員手当等人件費についての、こちらは精査したところ増額になるということで19万3,000円の増額するものでございます。

次に歳入を説明いたしますので、前のページをお開きいただきたいと思います。

歳出で増額となった19万3,000円を一般会計から繰り入れするものでございまして、3款1項1目事務費繰入金として19万3,000円を増額するものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第154号 平成25年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第154号 平成25年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第155号 平成25年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第27、議案第155号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第155号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず1ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,019万1,000円とするものでございます。

歳出から説明いたします。10ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど一般会計でも説明いたしましたが、舞台アグリノベーション株式会社の亘理中央工業団地への企業進出に伴いまして、町道江下1号線、いわゆる工業団地の西側に隣接する旧亘理農免でございますが、その配水管布設工事を施工する水道事業会計への負担金として1,600万円増額補正するものでございます。工事内容については、配水管布設工として、ダクタイル鋳鉄管150ミリが162メートル、給水切りかえ工一式と舗装復旧の一式でございます。

歳入については8ページをお開きいただきたいと思います。

今回の配水管の布設工事に係る水道事業会計への負担金の財源につきましては、財産収入として舞台アグリノベーション株式会社に対しまして平成26年度中の工業用地の売り払いを予定しておりますが、現在、建物の工事が始まっておりまして、その建屋工事期間中におけます土地の賃借料として525万6,000円の増額補正でございます。それと、一般会計からの繰入金1,074万4,000円で合計1,600万で増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第155号 平成25年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第155号 平成25年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第156号 平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第28、議案第156号 平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、水道事業会計補正予算書（第3号）の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第156号 平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、事業収益及び受託工事に係るものが主なものでございます。

第1条、平成25年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第1項営業収益。既決予定額7億7,395万8,000円に2,790万7,000

円を追加し、8億186万5,000円とするものでございます。

第1款第2項営業外収益。既決予定額5,857万8,000円に4,491万5,000円を追加し、1億349万3,000円とするものでございます。

支出。第1款第1項営業費用。既決予定額7億2,685万4,000円から469万6,000円を減額し、7億2,215万8,000円とするものでございます。

第1款第2項営業外費用。既決予定額7,787万円から445万8,000円を減額し、7,341万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第2項工事負担金。既決予定額520万円に1,600万円を追加し、2,120万円とするものでございます。

支出。第1款第1項建設改良費。既決予定額1億6,723万8,000円に1,898万7,000円を追加し、1億8,622万5,000円とするものでございます。

第1款第2項企業債償還金。既決予定額2億8,241万2,000円に163万3,000円を追加し、2億8,404万5,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開き願います。

収益的収入1款1項1目給水収益の2,561万8,000円の追加補正につきましては、料金収入の増によるものでございます。

3目その他営業収益の228万9,000円の追加補正につきましては、新築住宅建築の増加に伴いますところの設計審査手数料等の増でございます。

1款2項1目受取利息及び配当金の7万4,000円の追加補正につきましては、預金利息の増によるものでございます。

2目加入金の4,484万1,000円の追加補正につきましては、新築住宅建築の増加等に伴いますところの加入金の増でございます。

収益的支出1款1項1目原水及び浄水費の4万8,000円の追加補正及び2目配水及び給水費の4万9,000円の追加補正並びに4目総係費の479万3,000円の減額につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の445万8,000円の減額につきましては、借換債に伴う利息の軽減によるものでございます。

次のページをめくっていただきます。

資本的収入1款2項1目工事負担金の1,600万円の追加補正につきましては、町道江下1号線の配水管布設工事に伴います受託工事負担金でございます。

資本的支出1款1項3目改良事業費の1,628万7,000円の追加補正につきましては、受託工事費等によるものでございます。

4目繰延勘定の270万円の追加補正につきましては、水道台帳の更新件数の増による補正でございます。

1款2項1目企業債償還金の163万3,000円の追加補正につきましては、今年度借換債に伴う元金償還によるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第156号 平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第156号 平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第29 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（安細隆之君） 日程第29、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） お疲れのところでございますけれども、議案、最後から2ページ目

お開き願いたいと思います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、亶理町長瀬字大橋145番地。氏名、小野清一。生年月日、昭和27年11月8日。

経歴書、学歴、職歴、その他については、記載のとおりでございまして、その他ということで長瀬小学校のPTA会長並びに亶理町の民生委員、児童委員等の職務を行っていただき、さらには、現在は亶理町の人権擁護委員ということでございすけれども、任期が来年の3月31日で満了することから、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございますので、同意くださるようお願いいたしましてご説明といたします。

議長（安細隆之君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略をいたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第30 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第30、委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題と

いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 各常任委員会、議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成25年12月第25回互理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

互理町議会議長 安細隆之

署名議員 鈴木高行

署名議員 鈴木邦昭